

# 令和7年度厚木市市民協働推進委員会第2回会議次第

日時 令和7年9月10日(水) 午前10時から  
場所 厚木市役所第二庁舎16階会議室B

1 開 会

2 挨拶

3 案 件

(1) 令和6年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について

資料1～5

(2) 令和8年度市民協働提案事業の第二次審査について

資料6～9

4 その他

5 閉 会

令和 6 年度  
厚木市市民協働推進条例  
運用状況報告書

厚木市  
市民交流部 市民協働推進課

## 目次

|                   |    |
|-------------------|----|
| はじめに              | 1  |
| 第1条（目的）           | 2  |
| 第2条（定義）           | 2  |
| 第3条（基本原則）         | 3  |
| 第4条（市民による市民協働の推進） | 3  |
| 第5条（市民活動団体の役割）    | 3  |
| 第6条（市等の責務）        | 4  |
| 第7条（市民協働事業）       | 6  |
| 第8条（人材育成等）        | 8  |
| 第9条（推進体制の整備）      | 10 |
| 第10条（市民協働推進基金の設置） | 12 |
| 第11条（市民協働推進委員会）   | 13 |
| 第12条（評価等）         | 15 |
| 第13条（委任）          | 15 |

### はじめに

厚木市市民協働推進条例は、厚木市自治基本条例に規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして、平成24年10月11日に施行されました。この市民協働推進条例は、市民協働に関する基本的事項や役割等を規定し、市民協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

条例は、制定するのみでなく、盛り込まれた各規定に基づき、積極的に取り組むことによって、初めてその真価を発揮します。市民協働推進条例では、条例に基づく取組の実行性を担保するため、第11条第1項において「市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。」と規定し、さらに、同条第2項において「市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない」と定めています。

本報告書は、市民協働推進条例第11条第2項の規定に基づき、令和6年度の市民協働推進条例の運用状況を市民協働推進委員会に報告するものです。

## (目的)

**第1条** この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 自治基本条例第3条第4号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。
- (3) 市民活動団体 自治基本条例第3条第6号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - エ 公益を害するおそれのある活動

## (基本原則)

**第3条** 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。
- (2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。
- (3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。
- (4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。
- (5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

## (市民による市民協働の推進)

**第4条** 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

- 2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

## (市民活動団体の役割)

**第5条** 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

## (市等の責務)

**第6条** 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

## 運用状況

### 1 総合計画（協働に係る部分の一部抜粋）

(1) 第10次厚木市総合計画基本構想（計画期間：R3～R14）

ア 今ある私たちの暮らしやまちの景色、地域に根差す様々な文化や伝統は、先人が協働により築き上げてきたかけがえのない厚木らしさです。

イ 将来都市像の実現に向け、六つのまちづくりのビジョンにより、まちづくりの方向性を定めます。

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動します。

(2) 第10次厚木市総合計画第1期基本計画（計画期間：R3～R8）

ア 地域コミュニティ団体やボランティア団体等の活動を支援するとともに、多様な主体がまちづくりに関わる市民協働によるまちづくりを進めます。

イ 多様化する地域課題の解決に向け、ボランティア団体等の活動支援や担い手の育成等に取り組み、市民協働によるまちづくりを一層推進します。

(3) 第10次厚木市総合計画第2期実施計画（計画期間：R6～R8）

ア 市民活動推進事業

イ 市民対話事業

ウ 市民協働推進事業

エ SDG s 推進事業 ほか

### 2 市民活動団体への財政的支援

市民協働の担い手である市民活動団体の運営及び公益性の高い事業に対し、補助金等を交付することにより、その活動の活性化を図りました。

【令和6年度実施実績】

(1) 市民活動推進補助金（13団体）

(2) 自治会活動補助金（213自治会）

(3) 食品ロス削減対策事業交付金

- (4) 厚木市通いの場開設交付金
- (5) 全国県人会連合会活動補助金
- (6) 地区地域福祉推進委員会交付金（15地区）
- (7) 身体障害者福祉協会補助金 など 計45事業

### 3 ボランティアに関する相談

ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行いました。

#### 【令和6年度実施実績】

- (1) 市民活動サポート業務委託 250件（参考 令和5年度172件）
- (2) ボランティア相談員による相談件数 5件（参考 令和5年度 6件）

### 4 市民協働に関する職員研修

市民協働についての認識を深め、市職員一人一人の意識改革を図るため、職員研修を実施しました。

#### 【令和6年度実施実績】

- (1) 新採用職員研修
  - ア 対象者 令和6年4月1日付け新採用職員
  - イ 開催日 令和7年1月21日
  - ウ 受講者数 64人
  - エ 内容 市民協働とは、市民協働の取組事例 ほか
- (2) 市民協働研修講座
  - ア 対象者 入庁6年目のうち指名した職員
  - イ 開催日 令和7年1月27日
  - ウ 受講者数 35人
  - エ 内容 厚木市の考える協働とは、その事例の紹介  
協働の視点、協働の改善、協働の提案＋ワークショップ

### 5 市民協働の推進に参加しやすい仕組みづくり

市民の皆さんや市民活動団体が市民協働によるまちづくりの推進に参加しやすい仕組みとして設けている制度を運用しました。

#### 【令和6年度実施実績】

- (1) 市民協働事業提案制度
- (2) まち美化パートナー制度
- (3) 市民協働推進基金
- (4) 厚木市指定NPO法人制度
- (5) 市民活動団体登録制度
- (6) 自治会加入促進 など

|                  |                             |                                 |                              |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> おおむね妥当 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |                             |                                 |                              |

### (市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

## 運用状況

### 1 市民協働事業の実施形態

様々な形態により、市民協働事業を実施しました。

#### 【令和6年度実施実績】

|                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 共催            | 45事業(+14)  |
| (2) 後援            | 273事業(+24) |
| (3) 実行委員会・協議会等    | 115事業(-5)  |
| (4) 委託            | 27事業(+3)   |
| (5) 研究会・懇話会・政策提言等 | 4事業(±0)    |
| (6) 事業協力          | 25事業(±0)   |
| (7) 補助金等          | 45事業(+5)   |

合計 534事業(+41)

※( )は前年度からの増減

## 2 提案できる市民協働事業

市民協働の担い手が、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる制度として、市民協働事業提案制度やまち美化パートナー制度等があります。

### 《市民協働事業提案制度》

市民協働事業提案制度は、市民活動団体の専門性をいかした公益的な事業の提案を公募し、団体と市が連携・協力して、事業を実施する制度です。

本制度には、市民活動団体が企画提案を行う市民提案型協働事業と、あらかじめ市がテーマ、計画及び事業等の概要を示し、それを基に、市民活動団体が企画提案を行う行政提案型協働事業の2種類があります。

令和6年度は、5事業を実施しました。

また、令和7年度市民協働提案事業の募集・採択をしました。

#### 【令和6年度実施実績】

##### (1) 市民提案型

- ア あつぎ気候市民会議展開事業2024
- イ あつぎ夢プロジェクト
- ウ 厚木かるた大会
- エ ハーモニカのまち復興プロジェクト
- オ 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業

##### (2) 行政提案型

なし

#### 【令和7年度事業の募集・採択】

##### (1) 募集方法

- ア ホームページ
- イ 広報あつぎ
- ウ デジタルサイネージ
- エ 市民活動団体へのメール
- オ 庁内各課から関係団体に周知

##### (2) 採択した事業

- ア カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト2025
- イ あつぎ夢プロジェクト
- ウ 厚木かるた大会
- エ ハーモニカのまち厚木
- オ 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業
- カ トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める
- キ あつぎストリートフェス

### 《アダプト制度》

アダプト制度は、道路及び公園等の公共施設において環境美化活動に取り組んでい

ただボランティア団体を募る制度です。

市は、それらの団体の活動に対して必要な支援を行い、市民の皆さんと市が協働して、地域の快適で美しい環境づくりを推進しています。

【令和6年度実施実績】

|            |           |
|------------|-----------|
| (1) 公園緑地課  | 63団体(-2)  |
| (2) 生活環境課  | 36団体(±0)  |
| (3) 道路維持課  | 55団体(+1)  |
| (4) 下水道施設課 | 2団体(±0)   |
| 合計         | 156団体(-1) |

※ ( ) は前年度からの増減

### 3 市民協働事業に関する要綱の制定状況

市民協働事業の提案について、必要な事項を要綱で定めています。

- (1) 市民協働事業提案制度実施要綱
- (2) まち美化パートナー制度実施要綱
- (3) 花未来事業実施要綱
- (4) 道路里親制度実施要綱

### 4 目的、内容、成果等の公開

市民協働事業提案制度の目的、内容及び成果等の事業報告をホームページで公開し、周知を図りました。

| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> おおむね妥当 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |                             |                                 |                              |

#### (人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

#### 運用状況

## 1 研修の開催

市内で行われている市民活動やボランティア活動を支援し、また活動を活力あるものとするために、実践で役立つ研修を行い、活動の推進・充実を図る。

### 【令和6年度実施実績】

#### (1) 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座

ア 開催日 令和6年6月22日

イ 講師 災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ  
事務局長 石田 真美 氏

ウ 内容

- (ア) 厚木市の被害想定について
- (イ) ライフラインの被害想定について
- (イ) 厚木市の洪水浸水想定について
- (ウ) マイ・タイムラインについて
- (エ) 被災者ニーズと支援活動例について
- (オ) グループワーク

エ 参加者数 16人

#### (3) ボランティアスタートアップ講座

ア 開催日 令和7年3月1日

イ 講師 社会福祉法人座間市社会福祉協議会  
地域福祉課 三田 響子 氏

ウ 内容

- (ア) ボランティアにはどのような活動や分野があるのか、ボランティアをするのに必要な心構えはあるのかなど、ボランティアを始める前の基礎的な知識を学ぶ
- (イ) 登録団体の活動概要の紹介

エ 参加者数 16人

## 2 ボランティア機会の提供

次世代の市民協働の担い手である若い世代に、様々な分野の活動体験プログラムを提供する「夏休みボランティア体験」を実施しました。

### 【令和6年度実施実績】

#### (1) 日程

ア オリエンテーション 令和6年7月20日

イ ボランティア活動期間 令和6年7月21日～8月20日

ウ 体験報告会 令和6年8月21日

(2) 参加者数 36人

(3) 受入団体数 12団体

### 3 市民協働に関する周知活動

多くの市民の皆さんに市民協働の理解を深めていただくため、市民協働の意義や効果、事業例等について、広報やホームページにより、周知を行いました。

#### 【令和6年度実施実績】

- (1) 広報あつぎ4月15日号（市民協働提案事業・市民活動推進補助金募集）
- (2) 広報あつぎ6月15日号（夏休みボランティア体験募集）
- (3) 広報あつぎ3月1日号（自治会関連）ほか
- (4) 広報あつぎ随時（市民参加手続、ボランティア相談日程、市民協働提案事業）

| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> おおむね妥当 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |                             |                                 |                              |

#### （推進体制の整備）

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

## 運用状況

### 1 ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターは、市民活動団体の活動拠点として、作業室や団体室、研修室を備えています。利用者は、印刷機や紙折り機、裁断機、ロッカー等を利用することができます。

主な役割は、市民活動団体の紹介やボランティアの募集情報等、ボランティアに関する情報を発信することです。

#### 【令和6年度実施実績】

- (1) 登録団体数 67団体（参考 令和5年度 66団体）
- (2) 延べ利用者数 17,117人（参考 令和5年度 15,702人）

### 2 公民館・地区市民センターの設置

本市では、市内の15地区に公民館・地区市民センターを設置し、自治会や市民活動

団体との連絡調整、地域活動への支援等を行っています。

また、会議室や集会室、印刷機等を使用することができ、市民協働の拠点として活用することができます。

【各地区の団体】

- (1) 地区自治会連絡協議会（自治会）
- (2) 地域づくり推進委員会
- (3) 地域福祉推進委員会
- (4) 民生・児童委員協議会
- (5) 交通安全対策協議会（支部） ほか

### 3 地域集会施設建設費等への補助

自治会活動の拠点である地域集会施設の新築や増改築、修繕、借地・借家等の費用の一部を補助し、市民協働の基礎となる地域コミュニティ活動の充実を図っています。令和6年度末時点で、市内には129棟の地域集会施設が設置されています。

【令和6年度実施実績】

- (1) 新築 0件( -2)
  - (2) 増改築 1件( +1)
  - (3) 修繕 19件( +2)
  - (4) 借地・借家 13件( -1)
  - (5) 建物購入 0件(±0)
  - (6) 冷暖房設備の設置等 4件( -1)
  - (7) LED照明器具の設置等 1件( -4)
- 合計 38件( -5) ※ ( ) は前年度からの増減

### 4 市民活動補償制度

市民協働の担い手である市民活動団体が安心して活動を行えるよう、傷害事故や賠償責任事故が起きた場合に補償を行う制度の運用を行いました。

| 賠償責任事故 |               | 傷害事故 |                  |
|--------|---------------|------|------------------|
| 身体賠償   | 限度額 1人 1億円    | 死亡   | 1人につき 500万円      |
|        | 限度額 1事故 5億円   | 後遺障害 | 1人につき 15万円～500万円 |
| 財物賠償   | 限度額 1事故 500万円 | 入院   | 1日 2,000円        |
|        |               | 通院   | 1日 1,000円        |

【令和6年度実施実績】

- (1) 賠償責任事故 2件（参考 令和5年度 1件）
- (2) 傷害事故 5件（参考 令和5年度 3件）

### 5 災害救援ボランティア活動補償制度

災害が発生した場合のボランティア活動を対象に、傷害事故や賠償責任事故の補償を行う制度の運用を行いました。

|                  |  |
|------------------|--|
| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |  |

### (市民協働推進基金の設置)

- 第10条** 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
  - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
  - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
  - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
  - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
  - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
  - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

## 運用状況

### 1 市民協働推進基金の積み立て状況

寄附の申し出があった場合は、あつぎ元気応援寄附金（ふるさと納税）として受け付け、寄附があった年の翌年度に基金として積み立てています。

【令和6年度実施実績】

寄付金として95,814円を積み立てました。  
基金の利子として1,084円を積み立てました。

## 2 市民協働推進基金の活用状況

市民活動サポート推進費に充当しており、基金を活用して市民協働スキルアップ研修を実施しています。

【令和6年度実施実績】

令和6年度は厚木市社会福祉協議会主催で研修を実施したため、講師謝礼等が生じず、市民協働推進基金は活用しませんでした。

(令和5年度末基金残高) 424,491円 + (寄付金) 95,814円 + (利子) 1,084円  
= (令和6年度末基金残高) 621,389円

| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> おおむね妥当 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |                             |                                 |                              |

### (市民協働推進委員会)

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
  - 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
  - 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 運用状況

### 1 令和6年度市民協働推進委員会 開催状況

- (1) 第1回 令和6年9月11日開催

- ア 令和7年度市民協働提案事業の第二次審査について
- イ 令和5年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
- (2) 第2回 令和6年10月3日
  - ア 市民協働提案事業第二次審査の方法について
  - イ 市民協働提案事業第二次審査
  - ウ 市民協働提案事業第二次審査の結果取りまとめについて
- (3) 第3回 令和6年11月7日開催
  - ア 厚木市市民協働推進条例の運用状況について
- (4) 第4回 令和7年3月11日開催
  - ア 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書について
  - イ 指定NPO法人制度について
  - ウ 指定NPO法人の更新について

| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
|------------------|--|
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |  |

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

運用状況

1 運用状況の評価

市民協働推進委員会からの意見書を踏まえて、条例改正は実施せず、引き続きこの条例に基づき、市民協働によるまちづくりを推進していくことを条例の評価としました。(令和7年3月)

| 運用状況             | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> おおむね妥当 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 市民協働推進<br>委員会の意見 |                             |                                 |                              |

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

## 厚木市市民協働推進条例運用状況データ集（令和2年度～令和5年度）

## 第6条 市等の責務

## 【職員研修】

|                      |      | 令和2年度                            | 令和3年度                  | 令和4年度                  | 令和5年度                  |
|----------------------|------|----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 庁内研修                 |      |                                  |                        |                        |                        |
| 新採用職員研修              | 対象者  | 令和2年4月1日及び10月1日付け新採用職員           | 令和3年4月1日及び10月1日付け新採用職員 | 令和4年4月1日及び10月1日付け新採用職員 | 令和5年4月1日及び10月1日付け新採用職員 |
|                      | 参加者数 | 62人                              | 46人                    | 61人                    | 52人                    |
| 市民協働研修講座             | 対象者  | 地区市民センターの職員及び市民協働の意義や効果を学ぼうとする職員 | 入庁5年目のうち指名した職員         | 入庁6年目のうち指名した職員         | 入庁6年目のうち指名した職員         |
|                      | 参加者数 | 15人                              | 中止                     | 27人                    | 33人                    |
| 派遣研修                 |      |                                  |                        |                        |                        |
| 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー） | 講座名  | 地域運営組織の形成と運営                     | 地域運営組織の形成と運営           | -                      | -                      |
|                      | 参加者数 | 1人                               | 1人                     | -                      | -                      |
| 一般社団法人日本経営協会         | 講座名  | -                                | -                      | 協働型行政の課題と解決            | -                      |
|                      | 参加者数 | -                                | -                      | 1人                     | -                      |

## 第7条 市民協働事業

## 【市民協働事業の実施形態】

|               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 共催            | 14事業  | 24事業  | 27事業  | 31事業  |
| 後援            | 64事業  | 132事業 | 210事業 | 249事業 |
| 実行委員会・協議会等    | 98事業  | 107事業 | 108事業 | 120事業 |
| 委託            | 18事業  | 21事業  | 21事業  | 24事業  |
| 研究会・懇話会・政策提言等 | 3事業   | 5事業   | 5事業   | 4事業   |
| 事業協力          | 28事業  | 23事業  | 22事業  | 25事業  |
| 補助金等          | 28事業  | 33事業  | 39事業  | 40事業  |
| 合計            | 253事業 | 345事業 | 432事業 | 493事業 |

## 【市民協働事業提案制度】

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 市民提案型事業 | 4事業   | 4事業   | 4事業   | 3事業   |
| 行政提案型事業 | 0事業   | 1事業   | 1事業   | 1事業   |
| 合計      | 4事業   | 5事業   | 5事業   | 4事業   |

【まち美化パートナー制度】

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 公園緑地課   | 58団体  | 61団体  | 62団体  | 65団体  |
| 生活環境課   | 36団体  | 36団体  | 36団体  | 36団体  |
| 道路維持課   | 45団体  | 48団体  | 52団体  | 54団体  |
| 下水道施設課  | 2団体   | 2団体   | 2団体   | 2団体   |
| 河川ふれあい課 | 1団体   | 0団体   | 0団体   | 0団体   |
| 合計      | 142団体 | 147団体 | 152団体 | 157団体 |

第8条（人材育成等）

【夏休みボランティア体験】

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 参加者数  | 24人   | 中止    | 28人   | 45人   |
| 受入団体数 | 6団体   | 中止    | 9団体   | 11団体  |

【市民活動団体向け講座】

|      | 令和2年度              | 令和3年度      | 令和4年度        | 令和5年度        |
|------|--------------------|------------|--------------|--------------|
| 講師   | 法政大学等非常勤講師 藤澤 浩子 氏 | ソフトバンク株式会社 | 厚木市ボランティア相談員 | 厚木市ボランティア相談員 |
| 参加者数 | 1人<br>(職員研修と合同で実施) | 7人         | 14人          | 14人          |

【ボランティア相談】

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| ボランティア相談員による相談 | 5件    | 1件    | 2件    | 6件    |
| 窓口での相談         | 3件    | 19件   | 12件   | 8件    |
| 合計             | 8件    | 20件   | 14件   | 14件   |

第9条（推進体制の整備）

【ボランティアセンター】

|       | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------|--------|--------|---------|---------|
| 登録団体数 | 85団体   | 78団体   | 74団体    | 66団体    |
| 利用者数  | 6,714人 | 8,905人 | 14,080人 | 15,702人 |

【地域集会施設建設費等への補助】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 新築          | 1件    | 1件    | 0件    | 2件    |
| 増改築         | 0件    | 0件    | 0件    | 0件    |
| 修繕          | 22件   | 19件   | 15件   | 17件   |
| 借地・借家       | 15件   | 16件   | 15件   | 14件   |
| 用地購入        | 0件    | 0件    | 0件    | 0件    |
| 建物購入        | 1件    | 0件    | 0件    | 0件    |
| 冷暖房設備の設置等   | 10件   | 3件    | 6件    | 5件    |
| LED照明器具の設置等 | -     | -     | 6件    | 5件    |
| 合計          | 49件   | 39件   | 42件   | 43件   |

**【市民活動補償制度】**

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 賠償責任事故 | 0件    | 2件    | 1件    | 1件    |
| 傷害事故   | 2件    | 2件    | 2件    | 3件    |

**第10条（市民協働推進基金）**

**【市民協働推進基金】**

|         | 令和2年度           | 令和3年度    | 令和4年度          | 令和5年度          |
|---------|-----------------|----------|----------------|----------------|
| 積立額(寄附) | 100,000円        | 0円       | 0円             | 116,230円       |
| 積立額(利子) | 92円             | 127円     | 113円           | 94円            |
| 活用額     | 50,000円         | 0円       | 50,000円        | 50,000円        |
| 年度末残高   | 507,927円        | 508,054円 | 458,167円       | 524,491円       |
| 活用事業    | 市職員及び市民活動団体向け講座 | -        | 市民及び市民活動団体向け講座 | 市民及び市民活動団体向け講座 |

**第11条（市民協働推進委員会）**

**【市民協働推進委員会】**

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 会議開催回数 | 3回    | 5回    | 4回    | 4回    |

## 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見

委員名 \_\_\_\_\_

## 第6条 市等の責務

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第7条 市民協働事業

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第8条 人材育成等

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第9条 推進体制の整備

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第10条 市民協働推進基金の設置

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第11条 市民協働推進委員会

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

## 第12条 評価等

|      |                             |                                 |                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 順調 | <input type="checkbox"/> おおむね順調 | <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  |                             |                                 |                              |

市民協働推進課宛に9月24日（水）までに提出をお願いします。

【FAX】046-221-0260 【メール】2800@city.atsugi.kanagawa.jp

【問合せ】市民協働推進課 田口 046-225-2101（直通）

## 点検結果報告書記載方法

## 1 資料1「運用状況報告書」を確認 例：第7条

|   |     |
|---|-----|
| <p>令和6年度<br/>厚木市市民協働推進条例<br/>運用状況報告書</p> <p>厚木市<br/>市民交流部 市民協働推進課</p> | 資料1 |
|---|-----|

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

運用状況

**1 市民協働事業の実施形態**

様々な形態により、市民協働事業を実施しました。

【令和6年度実施実績】

|                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 共催            | 45事業(+14)  |
| (2) 後援            | 273事業(+24) |
| (3) 実行委員会・協議会等    | 115事業(-5)  |
| (4) 委託            | 27事業(+3)   |
| (5) 研究会・懇話会・政策提言等 | 4事業(±0)    |
| (6) 事業協力          | 25事業(±0)   |
| (7) 補助金等          | 45事業(+5)   |
| 合計                | 534事業(+41) |

※( )は前年度からの増減

## 2 内容を確認後、資料2「点検結果報告書」に記入

## ●点検結果（必須）

- 順調 . . . 特に問題がない
- おおむね順調 . . . 改善したほうがいい点はあるが、大きな問題はない
- 不十分 . . . 運用に重大な問題がある

## ●御意見（任意）

意見があれば記入してください。

例

第7条 市民協働事業

|      |   |
|------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 御意見  | 市民協働事業が増加傾向にあり、市民協働を推進できていると思う。   |

# 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和5年度】

令和7年3月  
厚木市市民協働推進委員会

# 令和5年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

## 【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

| 点検結果    | ■ 妥当    □ おおむね妥当    □ 不十分  |
|---------|--|
| 委員からの意見 | 1 自治会では役員の担い手不足の問題があると思います。<br>2 自治会未加入者に自治会に加入するメリットをもっと知っていただきたいと思います。 |

## 【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

| 点検結果    | ■ 妥当    □ おおむね妥当    □ 不十分 |
|---------|---------------------------|
| 委員からの意見 | 特になし。                     |

## 【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

|         |   |
|---------|---|
| 点検結果    | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員からの意見 | 特になし。   |

## 【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

|         |   |
|---------|---|
| 点検結果    | <input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分   |
| 委員からの意見 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 厚木市は施設が充実しています。子育て世代だけでなく、高齢者の生き生きとした地域づくりにつながっていると感じますので、地域集会施設に関する支援は今後も継続していただきたいと思います。</li><li>2 高齢者が増加している状況も踏まえ、地域福祉推進委員会への金銭的支援を強化する必要があると感じます。</li><li>3 民生委員の高齢化が進んでおり、これまでと同じ活動は難しくなっています。今後のことをよく考えていただきたいと思います。</li></ol> |

## 【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
  - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
  - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
  - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
  - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
  - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
  - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

|         |   |
|---------|---|
| 点検結果    | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員からの意見 | 特になし。   |

## 【市民協働推進委員会】

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
  - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
  - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

|         |   |
|---------|---|
| 点検結果    | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員からの意見 | 特になし。   |

## 【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

|         |   |
|---------|---|
| 点検結果    | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員からの意見 | 特になし。   |

# 令和8年度実施 厚木市市民協働提案事業 応募の手引き

事前相談期間 4月15日(火)～5月30日(金)

厚木市 市民交流部 市民協働推進課

## 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 市民協働事業提案制度とは      | 1  |
| 行政提案型事業の募集        | 1  |
| 提案に当たっての注意事項      | 1  |
| 1 対象団体            | 1  |
| 2 対象事業            | 2  |
| 3 事業実施期間          | 2  |
| 4 経費負担額           | 3  |
| 5 対象経費            | 4  |
| 6 提出書類            | 5  |
| 7 応募方法            | 5  |
| 8 審査              | 6  |
| 9 実績報告            | 7  |
| 10 その他            | 7  |
| 11 スケジュール（予定）     | 8  |
| 行政提案型事業概要         | 9  |
| 市民活動活性化事業         | 10 |
| 厚木市市民協働事業提案制度実施要綱 | 13 |
| 厚木市市民協働事業提案制度審査基準 | 18 |
| 提案書類記入例           | 21 |

## 市民協働事業提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

この制度には、次の2つの提案区分があります。

- **市民提案型事業**  
市民活動団体自ら企画提案を行う事業
- **行政提案型事業**  
市があらかじめ示したテーマ、計画、事業概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う事業

## 行政提案型事業の募集

次の事業を市と協働で実施していただく団体を募集します。

- 市民活動活性化事業【新規】⇒P10

## 提案に当たっての注意事項

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- ご提案いただいた事業の実施年度は、翌年度（令和8年度）となります。  
※ 令和8年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要となります。
- 公正性や透明性を確保するため、ご提出いただいた書類については、個人情報を除き、ホームページ等により公開させていただきます。

## 1 対象団体

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

- (1) 活動拠点が厚木市内にあること。
- (2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。
- (3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

ただし、次のいずれかに該当する市民活動団体は、対象になりません。

- (1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (2) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

## 2 対象事業

---

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業
- (6) 継続及び発展が期待できる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求める事業
- (7) 市民協働提案事業の実施年度に、国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (8) 市民協働提案事業の実施年度に、この制度以外の本市の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市民協働提案事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的や内容が同じ事業

## 3 事業実施期間

---

事業の実施期間は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）です。

ただし、令和8年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要です。

## 4 経費負担額

経費負担額（市負担金）は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

| 事業提案年数 | 経費負担額               | 限度額   |
|--------|---------------------|-------|
| 1年目    | 支援対象経費の合計額の100%以内の額 | 200万円 |
| 2年目    | 支援対象経費の合計額の90%以内の額  | 180万円 |
| 3年目    | 支援対象経費の合計額の80%以内の額  | 160万円 |

※ 算出した経費負担額と事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える（収入>支出となる）場合は、その超える額を経費負担額から控除します。

※ 事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

※ 算出した経費負担額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- 予算がかからない事業や少額の事業も対象となります。
- 市負担金は、原則として分割で交付します。
- 事業を中止した場合や事業実施後に余剰金が発生した場合は、市負担金を返還していただきます。
- 収入・支出に係る帳簿や領収書は、事業実施後に提出していただきますので、必ず保管してください。詳細については、P7をご確認ください。



## 6 提出書類

---

応募に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）
- (2) 企画書（第2号様式）
- (3) 事業スケジュール（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- (6) 団体の会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) 団体の会計書類

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > 市民協働事業提案制度 > 【令和8年度実施】市民協働提案事業のご案内 ]

また、応募される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度 ]

## 7 応募方法

---

応募には必ず事前相談が必要です。提案を希望される方は、市民協働推進課（電話 046-225-2101（直通））までご連絡ください。

- (1) 事前相談期間 令和7年4月15日（火）から5月30日（金）まで
- (2) 書類提出期限 令和7年6月13日（金）まで

## 8 審査

ご提案いただいた事業については、第一次審査と第二次審査を行い、採択を決定します。

### (1) 第一次審査【書類審査】

市の担当課、関係課等の意見等を参考に、市民協働事業選考委員会（市職員による組織）が審査を行います。

#### 【審査項目】

| No. | 項目        | 着眼点   |
|-----|-----------|---|
| 1   | 公益性・課題解決  | 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。 |
| 2   | 市民サービスの向上 | 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。                                |
| 3   | 協働による効果   | 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。               |
| 4   | 新規性       | 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。                        |
| 5   | 実施の可否     | 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。                           |
| 6   | 継続性       | 継続及び発展が期待できる事業であるか。   |

### (2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

第一次審査で適当と認められた事業について、提案団体がプレゼンテーションを行い、市民協働推進委員会（外部委員による組織）が審査を行います。

#### 【審査項目】

| No. | 項目             | 審査のポイント   |
|-----|----------------|---|
| 1   | 必要性            | 地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働提案事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。      |
| 2   | 先駆性            | 市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。                           |
| 3   | 実現性            | 市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。 |
| 4   | 発展性            | 提案された事業は、今後の成果の広がりとして継続が期待できるか。                       |
| 5   | 役割分担<br>費用の妥当性 | 行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。         |
| 6   | 団体の<br>実施能力    | 市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。     |

※ 詳細については、P13「厚木市市民協働事業提案制度審査基準」をご確認ください。

## 9 実績報告

---

事業が完了した日又は年度が終了した日のいずれか早い日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民協働事業実績報告書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 収入・支出についての帳簿、領収書等の写し、その他証拠書類

※ 帳簿や領収書については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後 5 年間（令和 14 年 3 月まで）保存してください。

領収書等の写しの提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- レシートの写し（支払先、支払日、支払内容、支払金額が分かるものに限る。）も有効です。
- 領収書やレシートの写しは、支出科目（報償費、消耗品費など）別に整理して提出してください。
- 次のような領収書等は無効です。
  - ① 領収書の但し書が「品代」など、支払内容の詳細が不明なもの  
※ 購入品、単価、数量などの明細が分かるレシート等を添付してください。
  - ② 事業に無関係な商品等が混在しているもの
  - ③ 宛名が提案団体名でないもの
  - ④ 日付が事業実施期間外のもの

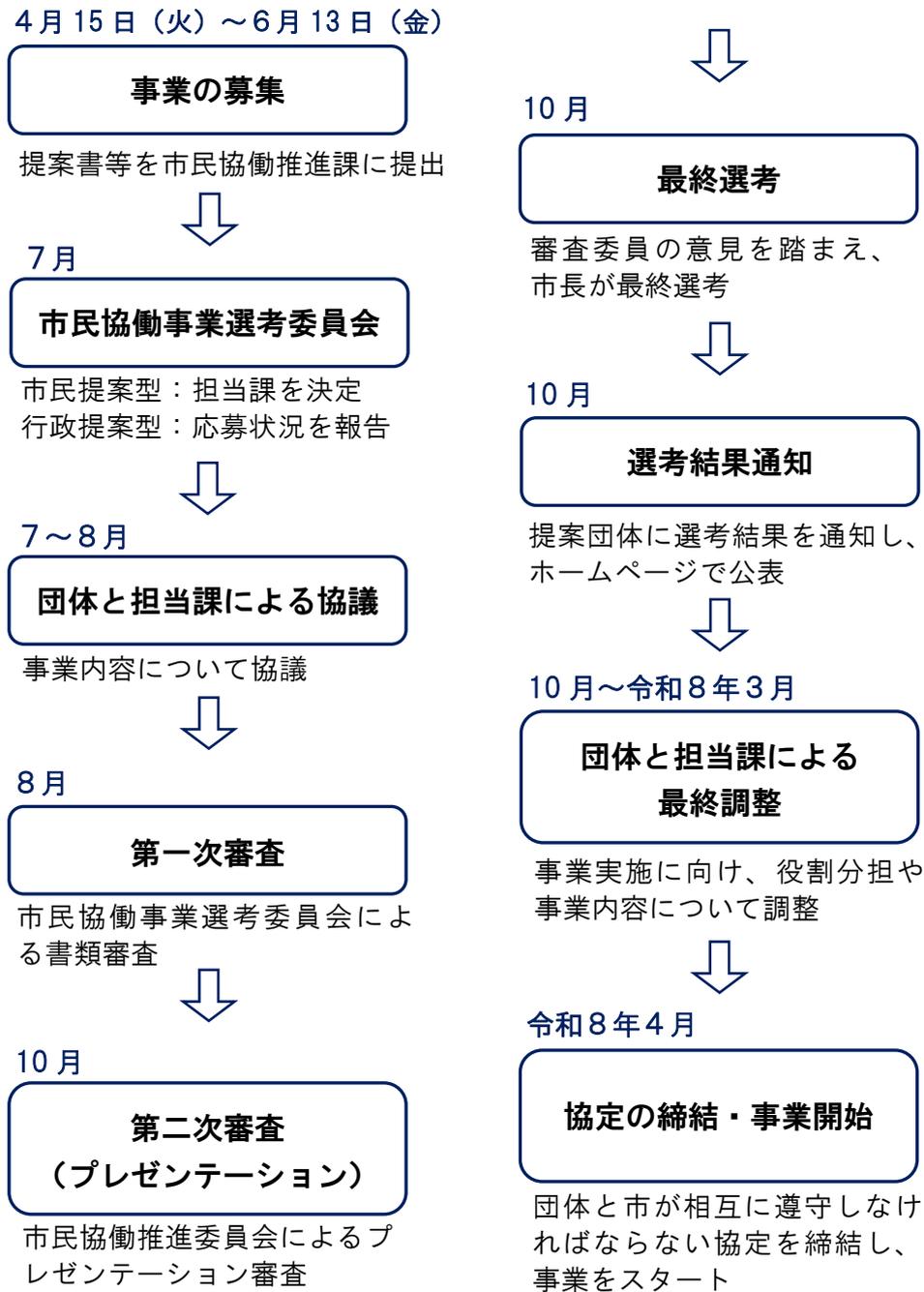
## 10 その他

---

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民協働提案事業」と明記してください。
- (2) 活動状況を把握するため、厚木市市民協働推進委員会の委員が活動現場を見学させていただく場合があります。

## 11 スケジュール（予定）

募集から事業実施までのスケジュールは、次のとおりです。



# 行政提案型事業概要

- 1 市民活動活性化事業【新規】・・・10

# 市民活動 活性化事業

市民協働推進課

## 事業の目的

市民活動の活性化を図ることにより、活力に満ちた心豊かに暮らせる市民協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

### 【市民協働】

市民及び市長等が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力すること。



厚木市マスコットキャラクター

あゆくろくん

1

## 市民協働で行う意義

厚木市では市民協働による取組を厚木市ホームページや広報あつぎなどにより市民の皆様にお知らせしています。

一方、市民活動団体の活動紹介イベントの開催予定、ボランティアの募集情報などは主に、それぞれの市民活動団体によるSNSやチラシにより市民の皆様にお知らせしています。

それぞれの特性を生かしながら、両者が協力しながら市民活動に関する情報発信等を行うことで市民活動の活性化を図ることができると考えられます。

たくさんある市民活動をもっと知ってもらいたいけど……



Win Win



市民活動団体



こんなことをすればもっとみんなが喜ぶのでは！

2

## 事業の概要

### 市民活動活性化事業

市民活動団体の活動紹介、イベントの開催予定、ボランティアの募集情報などを広く市民に周知し、行政、市民活動団体、市民、企業のマッチング機会の提供をすることにより市民活動の活性化を図る。

- ・ SNSを活用した情報発信
- ・ イベントの開催
- ・ その他上記目的が達成できる事業

3

## 事業の効果

市民活動団体の取組を知ることで、社会環境の変化により生じた課題やニーズを認識できると共に、まちづくりの主体として行動する市民が増え、地域の特性をいかしたまちづくりができます。

## 協働の条件

団体の専門性、特性等を活用し、他の市民活動団体と連携及び協力し、市民協働の推進に努めている団体であること。

## 協働の期間

3年間

## 厚木市市民協働事業提案制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、厚木市市民協働事業提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 市民提案型事業 市民活動団体自ら企画提案を行う市民協働事業

イ 行政提案型事業 市長等があらかじめ示したテーマ、計画、事業等の概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う市民協働事業

(2) 市民活動団体 条例第2条第3号に掲げる市民活動団体をいう。

### (提案団体の要件)

第3条 市民協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 活動拠点が市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体は、提案することができない。

(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団

(2) 代表者又は役員のうち厚木市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当する者があるもの

### (対象となる事業)

第4条 市民協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市長等が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であること。

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することによ

り相乗効果が期待できる事業であること。

- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であること。
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することが可能な事業であること。
- (6) 継続及び発展が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの
- (7) 市民協働事業の実施年度において、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの
- (8) 市民協働事業の実施年度において、この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受けているもの
- (9) この要綱に基づく市民協働事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的又は内容を同じくするもの

（実施期間）

第5条 市民協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。

（事業の提案）

第6条 市民協働事業を提案しようとする市民活動団体は、厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（第2号様式）
- (2) 事業スケジュール（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第5号様式）

(5) 市民活動団体の会則等、会員名簿及び会計書類

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条の規定により市民協働事業の提案書類を受理した場合は、当該市民協働事業の担当課等を決定し、提案した市民活動団体に厚木市市民協働事業担当課決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(市民協働事業選考委員会)

第8条 市長は、提案された市民協働事業の書類選考等を行うため、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、市職員をもって構成し、対象となる事業に係る市の担当課、関係課等の意見及び評価を参考に、第一次審査を行うものとする。

(市民協働推進委員会)

第9条 条例第11条に規定する厚木市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）

は、前条第2項の規定による第一次審査で適当と認められた事業について、第二次審査を行い、その結果について、市長に意見を述べるものとする。

(事業の採択)

第10条 市長は、推進委員会の意見を踏まえ、市民協働事業として採択又は不採択を決定したときは、その旨を厚木市市民協働事業採択結果通知書（第7号様式）により、提案した市民活動団体に通知するものとする。

(経費負担)

第11条 市長は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、市民協働事業の経費を負担することができる。

(協定書の締結等)

第12条 市長は、市民協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体と協定を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、市民協働事業の実施期間中において、当該市民協働事業を実施する市民活動団体の構成員から、当該市民協働事業の進捗状況について聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(報告書等の提出)

第14条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業が完了した日又は当該市民協働事業の実施に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民協働事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 当該市民協働事業に係る帳簿及び領収書等の写し並びにその他収入及び支出についての証拠書類

(成果)

第15条 市長は、前条に規定する厚木市市民協働事業実績報告書等の提出を受けたときは、その成果について公表するものとする。

(書類の整備等)

第16条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市民協働事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1年目の提案がなされたものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に第6条の規定による3年目の提案がなされたものについては、別表3年目の項中「支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額」とあるのは「支援対象経費の合計額以内の額」に、「160万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

| 事業提案年数 | 経費負担額                  | 限度額   |
|--------|------------------------|-------|
| 1年目    | 支援対象経費の合計額以内の額         | 200万円 |
| 2年目    | 支援対象経費の合計額の90パーセント以内の額 | 180万円 |
| 3年目    | 支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額 | 160万円 |

備考

- 1 「支援対象経費」とは、次に掲げる経費のうち、市民協働事業の実施に必要であると市長が認める経費をいう。
  - (1) 報償費
  - (2) 人件費
  - (3) 消耗品費
  - (4) 印刷製本費
  - (5) 使用料及び賃借料
  - (6) 光熱水費
  - (7) 通信運搬費
  - (8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費
- 2 当該市民協働事業に係る収入と経費負担額の合計額が当該市民協働事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を経費負担額から控除する。この場合において、市民協働事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 市民協働事業の一環として実施するバザー等収益金
  - (2) 市民協働事業への参加者負担金及び参加費等
  - (3) 市民協働事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 3 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 厚木市市民協働事業提案制度審査基準

### 1 目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

### 2 審査方法

- (1) 第一次審査 市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査
- (2) 第二次審査 第一次審査で適当と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

### 3 第一次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について4段階評価で採点するものとする。

| 項目        | 着眼点   |
|-----------|---|
| 公益性・課題解決  | 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。 |
| 市民サービスの向上 | 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。                                |
| 協働による効果   | 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。               |
| 新規性       | 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。                        |
| 実施の可否     | 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。                           |
| 継続性       | 継続及び発展が期待できる事業であるか。   |

#### 【配点基準】

| 評価 | 高く評価できる | 評価できる | 評価できるが検討を要する | 評価できない |
|----|---------|-------|--------------|--------|
| 点数 | 4       | 3     | 2            | 1      |

- (2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。
- (3) 各委員の審査は、24点満点とし、15点以上を可とする。

- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
- (5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

#### 4 第二次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について5段階評価で採点するものとする。

| 項目             | 審査のポイント   |
|----------------|---|
| 必要性            | 地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。        |
| 先駆性            | 市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。                           |
| 実現性            | 市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。 |
| 発展性            | 提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。                         |
| 役割分担<br>費用の妥当性 | 行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。         |
| 団体の実施能力        | 市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。     |

#### 【配点基準】

| 評価 | 非常に評価できる | 十分に評価できる | 評価できる | 評価できるが不十分 | 評価できない |
|----|----------|----------|-------|-----------|--------|
| 点数 | 5        | 4        | 3     | 2         | 1      |

- (2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
- (5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

#### 5 審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

## 6 審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



厚木市市民協働事業提案書

令和7年4月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団体名 あつぎ〇〇〇の会

代表者名 厚木 太郎

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 事業名     | 〇〇〇〇〇事業  |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業   |
| 3 提案年数    | <input checked="" type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目  |
| 4 事業概要    | <p>厚木市内では、現在.....が.....である。<br/>                 そのため、.....を.....する必要があり、.....を対象として.....を.....するため、.....を実施する。</p> <p style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: center;">事業の目的や内容を分かりやすく簡潔に記載してください。</p>   |
| 5 事業実施期間  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  |
| 6 事業費総額   | 319,400円 ● (P21) 収支予算書(支出の部)の合計(c)の額   |
| 7 市が負担する額 | 221,000円 ● (P21) 収支予算書(収入の部)の市負担金(A)の額   |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input type="checkbox"/> その他 (    ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏名 厚木 花子<br>電話番号 046-225-2141  |

第一次審査と第二次審査の審査項目を確認し、全ての項目を網羅するよう意識しながら記載してください。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input checked="" type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援                 </p> <p> <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共<br/> <input type="checkbox"/>情報化<br/> <input type="checkbox"/>経済活<br/> <input type="checkbox"/>消費者<br/> <input type="checkbox"/>その他                 </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>                     ・・・・について、厚木市内では、・・・が<br/>                     ・・・・という状況にある。<br/>                     こうした状況を改善し、・・・環境をよりよくするためには、・・・を・・・し、・・・していく必要がある。                 </p>  |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>                     ・・・・を・・・するため、・・・のノウハウを生かし、・・・を対象に月に1回・・・を実施する。<br/>                     また、・・・を・・・のため、・・・の方法により・・・を開催する。                 </p>   |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>あつぎ市民交流プラザ、市内公民館</p>   |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>                     ・・・・を・・・することにより、・・・が・・・<br/>                     ・・・・となることが期待でき、・・・を・・・することができる。                 </p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>                     提案者の役割<br/>                     ・・・・の企画・運営<br/>                     ・・・・の作成                 </p> <hr/> <p>                     市の役割<br/>                     ・・・・の周知<br/>                     ・・・・の会場の確保                 </p>   |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>                     参加者の意見を・・・で把握し、2年目から適正な参加費を徴収するとともに、協力団体・企業を募り、・・・を確保することにより、自主運営に移行する。                 </p>  |

どのような地域課題があるのか、なぜこの事業を実施する必要があるのかを具体的に記載してください。

事業の対象や実施回数・頻度、実施方法、市民活動団体の特性などを含め、事業内容を具体的に記載してください。

市と協働で事業を実施することにより、どのような効果や成果が期待できるか記載してください。

事業を実施するに当たり、想定される団体の役割と市に期待する役割を記載してください。

市民協働提案事業としての実施が終了した後、団体の事業として継続していくための財源確保に向けた考え方を記載してください。

令和8年度から令和11年度までの  
事業計画と収支計画を記載してく  
ださい。

|                |        |      |   |
|----------------|--------|------|---|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 令和8年度  | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ・ ・ ・ の実施</li> <li>・ ・ ・ ・ の開催</li> <li>・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ するための検討</li> </ul>   |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入 304,400円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 206,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 30,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">内訳 ○○団体負担金 30,000円</li> <li>・ 支出 304,400円</li> </ul>                                     |
|                | 令和9年度  | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ・ ・ ・ の実施</li> <li>・ ・ ・ ・ の開催</li> <li>・ ・ ・ ・ の試験的導入</li> </ul>  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 40px;">内訳 ○○○ △△△△△円</li> <li style="padding-left: 40px;">○○○ △△△△△円</li> <li>・ 支出 △△△△△円</li> </ul> |
|                | 令和10年度 | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ・ ・ ・ の実施</li> <li>・ ・ ・ ・ の開催</li> <li>・ ・ ・ ・ の導入</li> </ul>   |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 40px;">内訳 ○○○ △△△△△円</li> <li style="padding-left: 40px;">○○○ △△△△△円</li> <li>・ 支出 △△△△△円</li> </ul> |
|                | 令和11年度 | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ・ ・ ・ の実施</li> <li>・ ・ ・ ・ の開催</li> <li>・ ・ ・ ・ の導入による効果の検証</li> </ul>   |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入 △△△△△円</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳 ○○○ △△△△△円</li> <li style="padding-left: 40px;">○○○ △△△△△円</li> <li>・ 支出 △△△△△円</li> </ul>   |

予定している年間スケジュール  
をできる限り詳細に記載して  
ください。

事業スケジュール

| 時期  | 内容   |
|-----|--|
| 4月  |  |
| 5月  | .....の開催（あつぎ市民交流プラザ）   |
| 6月  |  |
| 7月  |  |
| 8月  |  |
| 9月  | .....の開催（依知北公民館）   |
| 10月 | <div data-bbox="1078 1151 1385 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     【通年】<br/>.....の実施                 </div> |
| 11月 |  |
| 12月 |  |
| 1月  | .....の開催（愛甲公民館）  |
| 2月  |  |
| 3月  |  |

負担率は提案年数によって異なります。  
 1年目：100%（上限200万円）  
 2年目：90%（上限180万円）  
 3年目：80%（上限160万円）

収支予算書

(収入の部) (単位：円)

| 項目                |         | 予算額     | 積算根拠（単価、数量等）  |
|-------------------|---------|---------|---------------|
| 市負担金(A)           |         | 221,000 | 221,000円×100% |
| 事業収入              | 〇〇団体負担金 | 30,000  |               |
|                   | 小計(B)   | 30,000  |               |
| 団体負担金等(C)         |         | 68,400  |               |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |         | 319,400 |               |

(支出の部)の支援対象経費の小計(a)に負担率を乗じた額

(支出の部) (単位：円)

| 区分            | 項目        | 予算額     | 積算根拠（品名、単価、数量等）  |
|---------------|-----------|---------|--|
| 支援対象経費        | 報償費       | 90,000  | 〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間)×3回(うち@10,000円×3時間×3回)                                   |
|               | 人件費       | 15,000  | @500円×10人×3回   |
|               | 消耗品費      | 20,000  | 資料用コピー用紙(2,500枚入り)@4,000円×5箱   |
|               | 印刷製本費     | 60,000  | ちらし印刷代@3円×5,000部=15,000円<br>ポスター印刷代@50円×300部=15,000円<br>資料印刷代@100円×100部×3回=30,000円 |
|               | 通信運搬費     | 36,000  | 参加者宛て通知郵送料@120円×100人×3回  |
|               | 小計(a)     | 221,000 |  |
| 支援対象外経費       | 報償費(団体負担) | 60,000  | 〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間)×3回(うち150,000円-90,000円)                                  |
|               | 食糧費       | 30,000  | 〇〇ワークショップ参加者用飲物代@100円×100人×3回  |
|               | 保険料       | 8,400   | @28円×100人×3回   |
|               | 小計(b)     | 98,400  |  |
| 合計(c)=(a)+(b) |           | 319,400 |  |

(P4)対象経費の項目名ごとに記載してください。

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

令和7年4月15日現在

| No. | 役職名 | 氏名  |     |    |    | 生年月日 |    |   |   | 性別 | 住所           |
|-----|-----|-----|-----|----|----|------|----|---|---|----|--------------|
|     |     | かな  |     | 漢字 |    | 元号   | 年  | 月 | 日 |    |              |
| 1   | 代表  | アツギ | タロウ | 厚木 | 太郎 | 昭和   | 55 | 5 | 5 | 男  | 厚木市中町3-17-17 |
| 2   | 副代表 | ミドリ | ケイコ | 緑  | 恵子 | 昭和   | 61 | 4 | 2 | 女  | 厚木市緑ヶ丘2-2-1  |
| 3   | 会計  | ミナミ | エイコ | 南野 | 栄子 | 平成   | 1  | 5 | 3 | 女  | 厚木市旭町3-14-4  |
| 4   | 監査  | キタ  | アイコ | 北  | 愛子 | 昭和   | 58 | 6 | 4 | 女  | 厚木市元町9-4     |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |
|     |     |     |     |    |    |      |    |   |   |    |              |

・この一覧表には、役員のみ記載してください。  
 ・この一覧表とは別に、会員全員の名簿を提出してください。

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

厚木市市民協働事業提案制度実施要綱第3条に基づき、市民協働提案事業から暴力団を排除するため、名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会します。

令和7年4月15日  
 団体名 厚木〇〇〇の会  
 代表者氏名 厚木 太郎

第1号様式（第3条関係）

厚木市市民活動団体登録申請書

令和7年5月15日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団体名 あつぎしあわせ会

代表者名 協働 町子

厚木市市民活動団体登録について、次のとおり申請します。

|  |   |  |                 |
|--|---|--|-----------------|
| ふりがな   | あつぎしあわせかい   |  |                 |
| 団体名  | あつぎしあわせ会  |  |                 |
| ふりがな   | きょうどう まちこ   |  |                 |
| 代表者名   | 協働 町子   |  |                 |
| 連絡先<br><br>※「公開する」を選択した項目は、市ホームページ等で公開します。<br><br><b>複数選択可</b> | ふりがな  | あつぎ たろう  | ■公開する<br>□公開しない |
|  | 担当者名  | 厚木 太郎  |                 |
|  | 住所  | 〒243-0018<br>厚木市中町1-4-1  | ■公開する<br>□公開しない |
|  | 電話番号  | 046-225-2141   | ■公開する<br>□公開しない |
|  | FAX番号   | 046-221-0260   | ■公開する<br>□公開しない |
|  | メールアドレス   | atsugiatsugi@co.jp   | ■公開する<br>□公開しない |
|  | 連絡方法  | <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> メール |                 |
| 事務所  | <input checked="" type="checkbox"/> 有（住所：厚木市中町2-12-15）<br><input type="checkbox"/> 無                  |  |                 |
| ホームページ   | <input checked="" type="checkbox"/> 有（URL：https://www.atsugiatsugi.jp/）<br><input type="checkbox"/> 無 |  |                 |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| 設立年月日  | 平成24年4月1日  |  |   |
| <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block;">複数選択可</div><br>主な活動分野 | <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉  | <input type="checkbox"/> 社会教育          | <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり |
|  | <input type="checkbox"/> 観光  | <input type="checkbox"/> 農業・漁業         | <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ    |
|  | <input type="checkbox"/> 環境保全  | <input type="checkbox"/> 災害救援活動        | <input type="checkbox"/> 地域安全活動           |
|  | <input type="checkbox"/> 人権・平和   | <input type="checkbox"/> 国際協力          | <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会         |
|  | <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成  | <input type="checkbox"/> 情報化社会         | <input type="checkbox"/> 科学技術             |
|  | <input type="checkbox"/> 経済活動活性化   | <input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会拡大 | <input type="checkbox"/> 消費者保護            |
|  | <input type="checkbox"/> 非営利活動支援   | <input type="checkbox"/> その他（ ）        |   |
| 主な活動内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり研究会の実施</li> <li>・市街地活性化のためのイベント開催</li> </ul>  |  |   |
| 主な活動場所   | ボランティアセンター   |  |   |
| 活動日  | 毎月第2、第4土曜日   |  |   |
| 活動時間帯  | 午前10時から正午  |  |   |
| 年間活動日数   | 約30日   |  |   |
| 会員数  | 15人  |  |   |
| 会員の年齢層   | 20代～40代  |  |   |
| 会員の募集  | <input checked="" type="checkbox"/> 有（必要資格等：なし）<br>（募集時期：随時）<br><input type="checkbox"/> 無 |  |   |
| 会費   | <input checked="" type="checkbox"/> 有（年額・月額 3,000円） <input type="checkbox"/> 無             |  |   |
| 入会金  | <input checked="" type="checkbox"/> 有（1,000円） <input type="checkbox"/> 無                   |  |   |
| 団体情報の公開  | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可                          |  |   |
|  | 可を選択した場合、市民活動主管課窓口及び市ホームページにおいて公開します。  |  |   |

ふれあいの家庭づくり  
ふれあいの地域づくり  
ふれあいのまちづくり



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいがあふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 市民交流部 市民協働推進課（第二庁舎 3階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

【電話】 046 (225) 2101 (直通)

【FAX】 046 (221) 0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

## 令和8年度市民協働事業提案一覧

| No. | 新規/継続       | 団体名                   | 事業名  | 事業概要   | 関係課                    | 事業費総額(円)  | 市負担金(円)   |
|-----|-------------|-----------------------|--|--|------------------------|-----------|-----------|
| 1   | 継続<br>(3年目) | あつぎ夢プロジェクト            | あつぎ夢プロジェクト                                     | すべての年齢の者に対し、自身の日頃の練習を発表する場の提供を行う。特に高齢の方に対しては、発声等による健康維持講座や知識の習得、子どもに対しては文化・芸術への理解を深め、文化的技術の継承や新技術の習得を狙った生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。  | 生涯学習課                  | 2,201,000 | 1,600,000 |
| 2   | 継続<br>(3年目) | 一般社団法人あつぎものしり委員会      | 厚木かるた大会  | 「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする   | 企画政策課                  | 2,200,000 | 1,600,000 |
| 3   | 継続<br>(3年目) | 厚木ハーモニカ委員会            | ハーモニカのまち厚木                                     | 厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故 岩崎重昭氏の意味を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち(小学生)を始めとする市民の皆さんに、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演や音楽祭等を実施する。 | 文化魅力創造課                | 4,000,000 | 1,600,000 |
| 4   | 継続<br>(3年目) | 特定非営利活動法人多言語広場CELULAS | 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業                  | 1、小学校での出前国際理解授業の実施—留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業—<br>2、公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催<br>3、外国につながるのある児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める   | 市民協働推進課                | 160,000   | 100,000   |
| 5   | 継続<br>(2年目) | 厚木市体操協会               | トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。 | 障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。<br>体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く   | スポーツ魅力創造課              | 1,490,000 | 1,190,000 |
| 6   | 継続<br>(2年目) | あつぎストリートフェス実行委員会      | あつぎストリートフェス                                    | 厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。                        | 文化魅力創造課                | 2,110,000 | 1,629,000 |
| 7   | 新規          | フードパントリーえんむすび         | 地域子育て支援プラットフォーム構築事業                            | 土曜開催の「子育て相談会」で平日は相談しづらい子育て世帯と繋がり、孤立を防ぎます。同時に、地域の多様な子育て支援情報を集約したサイト「地域子育てカレンダー」を運営します。利用者が必要な支援を見つけやすくするとともに、支援団体同士の連携を促進し、新たな活動を支援します。これにより、地域全体で子どもと子育て家庭を支える持続可能なコミュニティづくりを目指します。                  | 子ども家庭センター<br>(子育て支援担当) | 980,000   | 930,000   |
| 8   | 新規          | 厚木倶楽部                 | あつぎ名産品グランプリ                                    | 魅力ある厚木のお土産を衣食住問わず発掘し、厚木を周知・認識するきっかけを見出し、地域ブランドの振興を図るとともに、「厚木のおみやげ」を通して厚木の魅力を市民に周知し全国に伝え、厚木の魅力を発信することを目的として行うものとする。   | 産業振興課                  | 2,500,000 | 2,000,000 |



## 厚木市市民協働事業提案書

令和7年 6月 13日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 あつぎ夢プロジェクト

代 表 者 名 大庭 榮一

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 事業名     | あつぎ夢プロジェクト   |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業   |
| 3 提案年数    | <input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input checked="" type="checkbox"/> 3年目  |
| 4 事業概要    | すべての年齢の者に対し、自身の日頃の練習を発表する場の提供を行う。<br>特に高齢の方に対しては、発声等による健康維持講座や知識の習得、子どもに対しては文化・芸術への理解を深め、文化的技術の継承や新技術の習得を狙った生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。  |
| 5 事業実施期間  | 令和8年 4月 1日から    令和9年 3月 31日まで  |
| 6 事業費総額   | 2, 201, 000円   |
| 7 市が負担する額 | 1, 600, 000円   |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input type="checkbox"/> その他 (                                      ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏 名<br>電話番号  |



|                |        |      |  |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 令和8年度  | 事業内容 | カラオケ大会・芸能発表会の開催、ダンス、音楽、太鼓、落語、サッカー、その他要望がある講座の開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,201,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 1,600,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 601,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">内訳 参加費 326,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">協賛金 275,000円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出 2,201,000円</li> </ul> |
|                | 令和9年度  | 事業内容 | カラオケ大会・芸能発表会の開催、ダンス、音楽、太鼓、落語、サッカー、その他要望がある講座の開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,250,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳 参加費 780,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">企業協賛金 470,000円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出 1,250,000円</li> </ul>   |
|                | 令和10年度 | 事業内容 | カラオケ大会・芸能発表会の開催、ダンス、音楽、太鼓、落語、サッカー、その他要望がある講座の開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,250,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳 参加費 780,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">企業協賛金 470,000円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出 1,250,000円</li> </ul>   |
|                | 令和11年度 | 事業内容 | カラオケ大会・芸能発表会の開催、ダンス、音楽、太鼓、落語、サッカー、その他要望がある講座の開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,250,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳 参加費 780,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">企業協賛金 470,000円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出 1,250,000円</li> </ul>   |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容      |
|-----|---------|
| 4月  |         |
| 5月  | 太鼓体験講座  |
| 6月  | カラオケ大会  |
| 7月  | フラダンス講座 |
| 8月  | カラオケ大会  |
| 9月  | 落語講習会   |
| 10月 | カラオケ大会  |
| 11月 | サッカー教室  |
| 12月 | カラオケ大会  |
| 1月  | ダンス講座   |
| 2月  | 芸能発表会   |
| 3月  |         |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等）   |
|-------------------|-------|-----------|--|
| 市負担金(A)           |       | 1,600,000 |  |
| 事業収入              | 参加費   | 326,000   | カラオケ大会@2,000円×30人×4回<br>@3,000円×12人（2月）<br>入場料 @1,000円×50人（2月） |
|                   | 協賛金   | 275,000   | 企業からの協賛金   |
|                   | 小計(B) | 601,000   |  |
| 団体負担金等(C)         |       |           |  |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 2,201,000 |  |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分     | 項目       | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）  |
|--------|----------|-----------|--|
| 支援対象経費 | 報償費      | 630,000   | 司会者@30,000円（1日）×5回<br>審査員@30,000円（1日）×5回<br>審査員（2月）@30,000円（1日）×2人<br>ケーブルテレビ@150,000円（2月）<br>招待歌手謝礼@10,000円×4回<br>@10,000円×3人（2月）<br>講師謝礼@10,000（3時間）×1人×5回 |
|        | 消耗品費     | 66,000    | コピー用紙（2,500枚）@3,000円×4箱<br>インク代@50,000円<br>扇子@200円×20人分  |
|        | 印刷製本費    | 50,000    | ちらし印刷代@5円×2,000部<br>資料印刷代（発表会等）@50円×800部   |
|        | 使用料及び賃借料 | 790,000   | 会場使用料（2月）@350,000<br>カラオケ機材使用料@88,000円×5回  |
|        | 食糧費      | 17,000    | 講師等弁当代@1,000円×17人  |
|        | 通信運搬費    | 47,000    | 切手代（発表会等）@110円×50人×4回<br>切手代（講習会）@85円×100人<br>切手代（その他）@110円×150人   |
|        | 小計(a)    | 1,600,000 |  |

|                                 |       |           |   |
|---------------------------------|-------|-----------|---|
| 支<br>援<br>対<br>象<br>外<br>経<br>費 | 消耗品費  | 115,000   | トロフィー@3,000円×2個、@5,000×1個<br>入賞記念品(2月)@15,000円×1本、10,000円<br>×2本<br>参加記念品@500円×30人×4回(カラオケ)<br>@750円×12人(2月の芸能部門) |
|                                 | 備品購入費 | 229,000   | プロジェクター代 @100,000円<br>ノートパソコン代 @129,000円  |
|                                 | 保険料   | 57,000    | カラオケ、発表会@100円×100人×5回<br>講習会 @100円×14人×5回   |
|                                 | 食糧費   | 200,000   | 弁当代(スタッフ分)@1,000円×8人×10回<br>反省会飲食費@1,500円×8人×10回  |
|                                 | 小計(b) | 601,000   |   |
| 合計(c)=(a)+(b)                   |       | 2,201,000 |   |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

令和7年6月10日現在

| No. | 役職名 | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|-----|-----|----|----|------|---|---|---|----|----|
|     |     | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
| 1   | 顧問  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 2   | 会長  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 3   | 副会長 |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 4   | 会計  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 5   | 監査  |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |     |    |    |      |   |   |   |    |    |

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和7年 6月 10日

団体名 あつぎ夢プロジェクト

代表者氏名 大庭 榮一



## あつぎ夢プロジェクト規約

### (名称)

第1条 この会は、あつぎ夢プロジェクト(以下「プロジェクト」という)と称する。

### (目的)

第2条 プロジェクトは、すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンス創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。

### (委員)

第3条 プロジェクトの会員は、目的に賛同する者をもって組織する。

### (役員)

第4条 プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 会計 1人
  - (4) 監査 1人
- 2 必要に応じて、顧問を置くこともできる。

### (役員を選出)

第5条 役員は会員の中から互選する。

### (役員の仕事)

- 第6条 会長はプロジェクトを代表し、プロジェクトの座長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 会計は、プロジェクトの会計事務を総括する。
  - 4 監査は、適切な事務や会計が行われているか監査する。

### (任期)

- 第7条 会員の任期は2年とする。ただし、会員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 会員は、再任することができる。

(会議)

第8条 プロジェクトは、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会長は、会議での助言及びまちづくりに対する支援のためのアドバイザーを指名することができる。

(専門部会の設置)

第9条 プロジェクトの効率的な運営に資するため、プロジェクトに専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長の指名する会員及び目的に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第10条 プロジェクトの事務局は、庶務に関して処理を行う。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、会長がプロジェクトに諮って定める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

| 収入 | 支出 | 日付    | 補助金対象の有無(支出) | 項目        | 内容          | 収入         | 支出       | 残高         | 摘要  |
|----|----|-------|--------------|-----------|-------------|------------|----------|------------|---|
| 1  |    | 4月1日  | -            | 協賛金       | 協賛金         | ¥10,000    |          | ¥10,000    | レストランボン                                       |
| 2  |    | 4月1日  | -            | 協賛金       | 協賛金         | ¥10,000    |          | ¥20,000    | 居酒屋 明日香                                       |
|    | 1  | 4月3日  | 対象外          | 通信運搬費     | 切手代         |            | ¥3,780   | ¥16,220    | 84円45枚 電子マネーで購入のため対象外                         |
|    | 2  | 4月3日  | 対象外          | 消耗品費      | 印鑑代         |            | ¥440     | ¥15,780    | 電子マネーで購入のため対象外                                |
|    | 3  | 4月3日  | 対象           | 消耗品費      | インク代、用紙代    |            | ¥9,100   | ¥6,680     |   |
|    | 4  | 4月3日  | 対象           | 消耗品費      | 消耗品代        |            | ¥332     | ¥6,348     | ノト@100円、ケ ス@100円、ボ チ@100円、袋代@2円               |
|    | 5  | 4月4日  | 対象           | 消耗品費      | 封筒代、ペン代     |            | ¥4,166   | ¥2,182     |   |
| 3  |    | 4月10日 | -            | 協賛金       | 口座開設資金      | ¥1,000     |          | ¥3,182     | 口座開設用   |
|    | 6  | 4月27日 | 対象           | 消耗品費      | 用紙代         |            | ¥792     | ¥2,390     |   |
| 4  |    | 4月30日 | -            |           | 補助金(1回目)    | ¥1,000,000 |          | ¥1,002,390 | 厚木市から   |
|    | 7  | 5月2日  | 対象           | 通信運搬費     | 切手代         |            | ¥4,200   | ¥998,190   | 84円100枚                                       |
|    | -  | 5月4日  | 対象外          | 備品購入費     | ジャンパー代      |            | ¥29,440  | ¥968,750   | スタッフ用ジャンパー@1280円23着 クレジットカードでの購入のため対象外        |
|    | 8  | 5月6日  | 対象           | 消耗品費      | 封筒代         |            | ¥891     | ¥967,859   | 封筒@297円 3袋                                    |
|    | 9  | 5月15日 | 対象           | 通信運搬費     | 郵送費         |            | ¥344     | ¥967,515   |   |
|    | 10 | 5月17日 | 対象           | 消耗品費      | 消耗品費        |            | ¥330     | ¥967,185   | 封筒@100、マーカー@100、ビニールケース@100                   |
|    | 11 | 5月18日 | 対象           | 報償費       | 講師謝礼        |            | ¥10,000  | ¥957,185   | 歌い方講座講師謝礼                                     |
|    | 12 | 5月18日 | 対象           | 使用料および賃借料 | 機材借用代       |            | ¥5,000   | ¥952,185   | 歌い方講座機材借用代                                    |
|    | 13 | 5月18日 | 対象           | 食糧費       | 講師弁当代、お茶代   |            | ¥1,006   | ¥951,179   | お茶@136円、弁当@796円                               |
|    | -  | 5月18日 | 対象外          | 食糧費       | スタッフ弁当代     |            | ¥2,516   | ¥948,663   | 歌い方講座   |
|    | 14 | 5月18日 | 対象           | 報償費       | 講師謝礼        |            | ¥10,000  | ¥938,663   | 太鼓体験講座講師謝礼                                    |
|    | 15 | 5月23日 | 対象           | 消耗品費      | ゴム印代        |            | ¥3,900   | ¥934,763   |   |
|    | 16 | 5月25日 | 対象           | 消耗品費      | 名札          |            | ¥110     | ¥934,653   | 名札@100円、消費税                                   |
|    | 17 | 5月26日 | 対象           | 通信運搬費     | FAX代        |            | ¥100     | ¥934,553   |   |
|    | 18 | 5月30日 | 対象           | 消耗品費      | クリップボードほか   |            | ¥1,100   | ¥933,453   | クリップボード@100円3枚、ボールペン@ 00円、名札@ 00円6個、消費税       |
|    | 19 | 5月30日 | 対象           | 消耗品費      | 傘袋ほか        |            | ¥2,177   | ¥931,276   | 傘袋@525円3セット、レジ袋@602円                          |
|    | 20 | 5月30日 | 対象           | 消耗品費      | 名札          |            | ¥110     | ¥931,166   | 名札@110円                                       |
|    | 21 | 5月31日 | 対象           | 備品購入費     | デジタルカメラ代ほか  |            | ¥18,568  | ¥912,598   | デジタルカメラ@15,900円、メモリーカード@980円、消費税              |
|    | 22 | 5月31日 | 対象           | 消耗品費      | シール代ほか      |            | ¥1,549   | ¥911,049   | シール@100円、ダブルクリップ@100円 EVAサンダル@300円4個、袋@9円、消費税 |
| 5  |    | 6月1日  | -            | 参加費       | カラオケ大会参加費   | ¥29,000    |          | ¥940,049   | @1,000円29人                                    |
|    | 23 | 6月1日  | 対象           | 報償費       | 司会者謝礼       |            | ¥30,000  | ¥910,049   | カラオケ大会  |
|    | 24 | 6月1日  | 対象           | 報償費       | 審査員謝礼       |            | ¥30,000  | ¥880,049   | カラオケ大会  |
|    | 25 | 6月1日  | 対象           | 報償費       | 招待歌手謝礼      |            | ¥10,000  | ¥870,049   | カラオケ大会  |
|    | 26 | 6月1日  | 対象           | 使用料および賃借料 | 音響レンタル代     |            | ¥122,500 | ¥747,549   | 機器レンタル代含む                                     |
|    | 27 | 6月1日  | 対象           | 印刷製本費     | ちらし印刷代      |            | ¥8,530   | ¥739,019   |   |
|    | 28 | 6月1日  | 対象           | 食糧費       | 審査員等弁当代     |            | ¥3,149   | ¥735,870   | 飲み物、食事代                                       |
|    | -  | 6月1日  | 対象外          | 食糧費       | スタッフ弁当代     |            | ¥5,682   | ¥730,188   |   |
|    | 29 | 6月1日  | 対象           | 消耗品費      | デジカメケース代    |            | ¥1,080   | ¥729,108   | デジカメケース@1,080円                                |
|    | 30 | 6月3日  | 対象           | 消耗品費      | ゴミ袋         |            | ¥503     | ¥728,605   | ゴミ袋@503円                                      |
|    | 31 | 6月6日  | 対象外          | 使用料および賃借料 | 組合費(事務所使用代) |            | ¥24,000  | ¥704,605   | R6年度分   |
|    | 32 | 6月22日 | 対象           | 備品購入費     | パソコン代       |            | ¥20,944  | ¥683,661   | パソコン@20,944円                                  |
|    | 33 | 6月22日 | 対象           | 消耗品費      | パソコンケース代    |            | ¥2,780   | ¥680,881   | パソコンケース代@2,780円                               |
|    | 34 | 7月6日  | 対象           | 報償費       | 講師謝礼        |            | ¥10,000  | ¥670,881   | 踊り方講座   |
|    | 35 | 7月6日  | 対象           | 印刷製本費     | コピー代        |            | ¥50      | ¥670,831   | 白黒コピー@5円10枚                                   |
|    | -  | 7月6日  | 対象外          | 食糧費       | スタッフ食事代     |            | ¥8,800   | ¥662,031   | 踊り方講座   |
|    | 36 | 7月9日  | 対象           | 消耗品費      | インク代、用紙代    |            | ¥7,564   | ¥654,467   | インク@6,600円、用紙@964円                            |
|    | 37 | 7月9日  | 対象           | 消耗品費      | 封筒代         |            | ¥1,100   | ¥653,367   | 封筒代@100円10セット、消費税                             |
|    | 38 | 7月18日 | 対象           | 通信運搬費     | 切手代         |            | ¥2,520   | ¥650,847   | 84円30枚  |
|    | 39 | 7月22日 | 対象           | 通信運搬費     | 切手代         |            | ¥2,520   | ¥648,327   | 84円30枚  |
|    | 40 | 7月29日 | 対象           | 通信運搬費     | 郵送費         |            | ¥84      | ¥648,243   | 84円1枚   |
|    | 41 | 8月15日 | 対象           | 食糧費       | 審査員等弁当代     |            | ¥4,400   | ¥643,843   | 8/17分 前払い                                     |
| 6  |    | 8月17日 | -            | 参加費       | カラオケ大会参加費   | ¥27,000    |          | ¥670,843   | @1,000円27人                                    |
|    | 42 | 8月17日 | 対象           | 報償費       | 司会者謝礼       |            | ¥30,000  | ¥640,843   | カラオケ大会  |
|    | 43 | 8月17日 | 対象           | 報償費       | 審査員謝礼       |            | ¥30,000  | ¥610,843   | カラオケ大会  |
|    | 44 | 8月17日 | 対象           | 報償費       | 招待歌手謝礼      |            | ¥10,000  | ¥600,843   | カラオケ大会  |
|    | 45 | 8月17日 | 対象           | 使用料および賃借料 | 音響レンタル代     |            | ¥88,000  | ¥512,843   | 機器レンタル代含む                                     |
|    | 46 | 8月17日 | 対象           | 消耗品費      | 延長コード       |            | ¥1,042   | ¥511,801   | 延長コード@948円、消費税                                |

|    |    |        |     |           |              |          |         |            |                  |
|----|----|--------|-----|-----------|--------------|----------|---------|------------|------------------|
|    | -  | 8月17日  | 対象外 | 食糧費       | スタッフ食事代      |          | ¥10,560 | ¥501,241   | カラオケ大会           |
|    | -  | 8月17日  | 対象外 | 食糧費       | スタッフお茶代      |          | ¥1,676  | ¥499,565   | カラオケ大会           |
| 7  |    | 8月19日  | -   |           | 補助金（2回目）     | ¥500,000 |         | ¥999,565   | 厚木市から            |
|    | 47 | 8月21日  | 対象  | 消耗品費      | コピー用紙        |          | ¥875    | ¥998,690   | コピー用紙@398円2枚     |
|    | 48 | 8月23日  | 対象  | 消耗品費      | のぼり旗代        |          | ¥23,008 | ¥975,682   |                  |
|    | 49 | 8月23日  | 対象  | 消耗品費      | のぼり旗代振込手数料   |          | ¥220    | ¥975,462   |                  |
|    | 50 | 8月24日  | 対象外 | 備品購入費     | プリンター代       |          | ¥30,000 | ¥945,462   |                  |
| 8  |    | 9月15日  | -   |           | 利息           | ¥52      |         | ¥945,514   |                  |
|    | 51 | 9月16日  | 対象  | 消耗品費      | インク代、用紙代     |          | ¥16,344 | ¥929,170   |                  |
|    | 52 | 9月21日  | 対象  | 報償費       | 講師謝礼         |          | ¥10,000 | ¥919,170   | 歌い方講座            |
|    | 53 | 9月21日  | 対象  | 使用料および賃借料 | 機材借用代        |          | ¥5,000  | ¥914,170   | 歌い方講座            |
|    | 54 | 9月21日  | 対象  | 消耗品費      | 名札           |          | ¥1,100  | ¥913,070   | 名札@100円4個、6個     |
|    | 55 | 9月21日  | 対象  | 消耗品費      | 講師等弁当代       |          | ¥1,833  | ¥911,237   | 歌い方講座            |
|    | -  | 9月21日  | 対象外 | 食糧費       | スタッフ食事代      |          | ¥3,667  | ¥907,570   | 歌い方講座            |
|    | 56 | 9月24日  | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥2,604  | ¥904,966   | 84円31枚           |
|    | 57 | 9月24日  | 対象  | 消耗品費      | 封筒代ほか        |          | ¥555    | ¥904,411   | 封筒@500円、袋@5円、消費税 |
|    | 58 | 9月25日  | 対象  | 通信運搬費     | 郵送費          |          | ¥4,452  | ¥899,959   | 84円53通           |
|    | 59 | 9月30日  | 対象  | 通信運搬費     | 郵送費          |          | ¥420    | ¥899,539   | 84円5通            |
|    | 60 | 10月1日  | 対象  | 通信運搬費     | 郵送費          |          | ¥220    | ¥899,319   | 110円2通           |
|    | 61 | 10月3日  | 対象  | 通信運搬費     | 郵送費          |          | ¥110    | ¥899,209   | 110円1通           |
|    | 62 | 10月3日  | 対象  | 備品購入費     | シュレッダー代      |          | ¥9,878  | ¥889,331   | シュレッダー@9,878円    |
|    | 63 | 10月7日  | 対象  | 通信運搬費     | 郵送費          |          | ¥220    | ¥889,111   | 110円2通           |
|    | 64 | 10月9日  | 対象  | 備品購入費     | プリンター代       |          | ¥19,800 | ¥869,311   | プリンター@19,800円    |
|    | 65 | 10月9日  | 対象  | 消耗品費      | インク代         |          | ¥8,250  | ¥861,061   | インク@8,250円       |
|    | 66 | 10月10日 | 対象  | 通信運搬費     | FAX代         |          | ¥100    | ¥860,961   |                  |
|    | 67 | 10月17日 | 対象  | 食糧費       | 審査員等弁当代      |          | ¥4,900  | ¥856,061   | 10/19分前払い        |
|    | 68 | 10月18日 | 対象  | 消耗品費      | CD代          |          | ¥1,500  | ¥854,561   | CD@1,500円        |
| 9  |    | 10月19日 | -   | 参加費       | カラオケ大会参加費    | ¥29,000  |         | ¥883,561   | @1,000円29人       |
|    | 69 | 10月19日 | 対象  | 報償費       | 司会者謝礼        |          | ¥30,000 | ¥853,561   | カラオケ大会           |
|    | 70 | 10月19日 | 対象  | 報償費       | 審査員謝礼        |          | ¥30,000 | ¥823,561   | カラオケ大会           |
|    | 71 | 10月19日 | 対象  | 報償費       | 招待歌手謝礼       |          | ¥10,000 | ¥813,561   | カラオケ大会           |
|    | 72 | 10月19日 | 対象  | 使用料および賃借料 | 音響レンタル代      |          | ¥88,000 | ¥725,561   | 機器レンタル代含む        |
|    | -  | 10月19日 | 対象外 | 食糧費       | スタッフ食事代      |          | ¥11,760 | ¥713,801   | カラオケ大会           |
|    | -  | 10月19日 | 対象外 | 食糧費       | お茶代（スタッフ分含む） |          | ¥829    | ¥712,972   | カラオケ大会           |
|    | 73 | 10月19日 | 対象  | 消耗品費      | HDMIケーブル代    |          | ¥2,680  | ¥710,292   | HDMIケーブル@2,680円  |
|    | 74 | 11月16日 | 対象  | 報償費       | 講師謝礼         |          | ¥10,000 | ¥700,292   | 踊り方講座            |
|    | -  | 11月16日 | 対象外 | 食糧費       | スタッフ食事代      |          | ¥4,620  | ¥695,672   | 踊り方講座            |
|    | 75 | 12月1日  | 対象  | 消耗品費      | 封筒代ほか        |          | ¥1,325  | ¥694,347   | 封筒@100円12個、袋@5円  |
|    | 76 | 12月2日  | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥3,410  | ¥690,937   | @110円31枚         |
|    | 77 | 12月3日  | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥11,000 | ¥679,937   | @110円100枚        |
|    | -  | 12月7日  | 対象外 | 報償費       | 駐車場代         |          | ¥400    | ¥679,537   |                  |
|    | 78 | 12月7日  | 対象  | 食糧費       | 審査員等弁当代      |          | ¥4,650  | ¥674,887   | 12/19分前払い        |
|    | -  | 12月7日  | 対象外 | 消耗品費      | 土産代          |          | ¥4,239  | ¥670,648   |                  |
|    | 79 | 12月10日 | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥410    | ¥670,238   | 速達               |
|    | 80 | 12月13日 | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥410    | ¥669,828   | 速達               |
|    | 81 | 12月16日 | 対象  | 通信運搬費     | 切手代          |          | ¥11,000 | ¥658,828   | @110円100枚        |
|    | 82 | 12月16日 | 対象  | 消耗品費      | インク代         |          | ¥1,660  | ¥657,168   | インク代@1,660円      |
| 10 |    | 12月17日 | -   |           | 補助金（3回目）     | ¥500,000 |         | ¥1,157,168 | 厚木市から            |
| 11 |    | 12月21日 | -   | 参加費       | カラオケ大会参加費    | ¥29,000  |         | ¥1,186,168 | @1,000円29人       |
|    | 83 | 12月21日 | 対象  | 報償費       | 司会者謝礼        |          | ¥30,000 | ¥1,156,168 | カラオケ大会           |
|    | 84 | 12月21日 | 対象  | 報償費       | 審査員謝礼        |          | ¥30,000 | ¥1,126,168 | カラオケ大会           |
|    | 85 | 12月21日 | 対象  | 報償費       | 招待歌手謝礼       |          | ¥10,000 | ¥1,116,168 | カラオケ大会           |
|    | 86 | 12月21日 | 対象  | 使用料および賃借料 | 音響レンタル代      |          | ¥88,000 | ¥1,028,168 | 機器レンタル代含む        |
|    | 87 | 12月21日 | 対象  | 報償費       | 演技者謝礼        |          | ¥5,000  | ¥1,023,168 | 空手               |
|    | 88 | 12月21日 | 対象  | 報償費       | 演技者謝礼        |          | ¥5,000  | ¥1,018,168 | チアダンス            |
|    | -  | 12月21日 | 対象外 | 報償費       | 駐車場代         |          | ¥1,800  | ¥1,016,368 | カラオケ大会           |
|    | -  | 12月21日 | 対象外 | 食糧費       | 弁当代（スタッフ）    |          | ¥9,300  | ¥1,007,068 | カラオケ大会           |
|    | -  | 12月21日 | 対象外 | 食糧費       | 弁当代（追加）      |          | ¥930    | ¥1,006,138 | カラオケ大会           |





## 厚木市市民協働事業提案書

2025年 6月 11日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名

一般社団法人あつぎものしり委員会

代表者名 山口 雅実

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |   |
|-----------|---|
| 1 事業名     | 厚木かるた大会   |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業  |
| 3 提案年数    | <input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input checked="" type="checkbox"/> 3年目   |
| 4 事業概要    | 「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする  |
| 5 事業実施期間  | 令和8年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで   |
| 6 事業費総額   | 2,200,000円  |
| 7 市が負担する額 | 1,600,000円  |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏名 <input type="text"/><br>電話番号 <input type="text"/>  |



|                |        |      |  |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 令和8年度  | 事業内容 | 厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,200,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 1,600,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 600,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">(広告収益費・販売費)</li> <li>・支出 2,200,000円</li> </ul>  |
|                | 令和9年度  | 事業内容 | 厚木かるた大会実施・厚木かるた製作販売  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 400,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 0円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 400,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">(広告収益費 300,000円)</li> <li style="padding-left: 40px;">(販売収益費 100,000円)</li> <li>・支出 400,000円</li> </ul> |
|                | 令和10年度 | 事業内容 | 厚木かるた大会実施・厚木かるた製作販売  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 400,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 0円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 400,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">(広告収益費 300,000円)</li> <li style="padding-left: 40px;">(販売収益費 100,000円)</li> <li>・支出 400,000円</li> </ul> |
|                | 令和11年度 | 事業内容 | 厚木かるた大会実施・厚木かるた製作販売  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 400,000円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち市負担金 0円</li> <li style="padding-left: 20px;">うち自主財源 400,000円</li> <li style="padding-left: 40px;">(広告収益費 300,000円)</li> <li style="padding-left: 40px;">(販売収益費 100,000円)</li> <li>・支出 400,000円</li> </ul> |

## 第3号様式（第6条関係）

## 事業スケジュール

| 時期  | 内容                                 |
|-----|------------------------------------|
| 4月  | 厚木かるた2000刷発行準備                     |
| 5月  | 厚木かるた2000刷完成                       |
| 6月  | 厚木かるた配布（小学3年生・各小学校図書室等）            |
| 7月  |                                    |
| 8月  |                                    |
| 9月  | 厚木かるた大会ポスター配布・掲載<br>厚木かるた大会告知チラシ配布 |
| 10月 | SNSにて厚木かるた情報を順次告知                  |
| 11月 | 厚木かるた大会開催                          |
| 12月 |                                    |
| 1月  |                                    |
| 2月  |                                    |
| 3月  |                                    |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等）                  |
|-------------------|-------|-----------|-------------------------------|
| 市負担金(A)           |       | 1,600,000 |                               |
| 事業収入              | 広告収益費 | 600,000   | 大会パンフレット掲載60社<br>(10,000円/箇所) |
|                   |       |           |                               |
|                   | 小計(B) | 600,000   | 会費等なし                         |
| 団体負担金等(C)         |       |           |                               |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 2,200,000 |                               |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分            | 項目    | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）                        |
|---------------|-------|-----------|--|
| 支援対象経費        | 印刷製本費 | 1,500,000 | 厚木かるた印刷製作：850円/個×2,000個（配布分）           |
|               | 印刷製本費 | 30,000    | 大会ポスター製作（構成費を含む）：<br>200部              |
|               | 印刷製本費 | 35,000    | 大会パンフレット製作（構成費を含む）：A4仕<br>上がり2つ折り：200部 |
|               | 印刷製本費 | 35,000    | 大会パンフレット製作（構成費を含む）：A4仕<br>上がり2つ折り：200部 |
|               | 小計(a) | 1,600,000 |  |
| 支援対象外経費       | 印刷製本費 | 200,000   | 厚木かるた印刷製作：850円/個×2,000個（配布分）※支援不足分     |
|               | 印刷製本費 | 40,000    | 告知チラシ製作A4チラシ（構成費を含む）：<br>：400部         |
|               | 人件費   | 60,000    | 3,000円×20名                             |
|               | 消耗品   | 45,000    | 大会入賞者表彰備品/トロフィー×12体                    |
|               | 消耗品   | 230,000   | 大会入賞者表彰備品/参加記念品や賞品<br>120名×2,000円      |
|               | 通信運搬費 | 25,000    | 郵送料、宅配便料等（告知・お礼等）                      |
|               | 小計(b) | 600,000   |  |
| 合計(c)=(a)+(b) |       | 2,200,000 |  |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

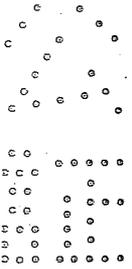
役員等氏名一覧表

令和7年6月11日現在

| No.  | 役職名       | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|--|-----------|----|----|------|---|---|---|----|----|
|  |           | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
| 1  | 代表・<br>会計 |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 2  | 副代表       |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 3  | 理事        |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 4  | 理事        |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 5  | 理事        |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 6  | 理事        |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 7  | 顧問        |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |   |    |    |
| <p>ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月11日</p> <p style="text-align: center;">団体名 一般社団法人あつぎものしり委員会<br/>代表者氏名 山口 雅実</p> |           |    |    |      |   |   |   |    |    |

一般社団法人あつぎものしり委員会

定 款



# 一般社団法人あつぎものしり委員会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あつぎものしり委員会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、神奈川県厚木市内における地域活性化のために活動することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 厚木かるたの製作・監修・監理・販売
- (2) 地域活性化につながる研究調査
- (3) 厚木かるた大会等のイベントの開催
- (4) 地域の活動への参加
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事6名以内を置く。

2 当法人の理事が1名の場合はその者を代表理事とする。当会社の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出等)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金)

第24条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第26条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日まで

とする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

設立時社員

設立時社員

(法令の準拠)

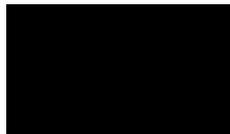
第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上

以上、一般社団法人あつぎものしり委員会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士酒井昌直は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年1月31日

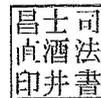
設立時社員  
設立時社員  
設立時社員



定款作成代理人

司法書士

酒 井 昌 直







企画書

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input checked="" type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援                 <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input checked="" type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他（ ）             </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>ハーモニカという芸術について、厚木市はかつて全国的に誇れるハーモニカの聖地であった状況が衰退しつつある現状にある。世界に誇れるハーモニカ奏者を多く輩出しているということに誇りを持ち、文化芸術の環境をより良くする起爆剤とする。</p>  |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>ハーモニカの素晴らしさと、厚木市出身のハーモニカ奏者技術の高さを周知するためにも、厚木市内小学校にて、1年間順番にハーモニカ講座および講演を開催するとともに、厚木市文化会館にて音楽祭をし、ハーモニカという芸術の素晴らしさを再認識するきっかけを企画する。</p>  |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>厚木市内各小学校・厚木市文化会館</p>  |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>厚木市内の小学校及び厚木市文化会館にてハーモニカ講座及び講演・音楽祭を開催することにより、厚木市の誇れる芸術を再認識するとともに、ハーモニカをはじめとする芸術に興味と関心を持つ子どもが増えることに期待するとともに、故岩崎重昭氏の価値ある遺作の偉大さを再認識するきっかけともなる。</p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>                 提案者の役割<br/>                 市内全小学校への講座・講演の企画・運営<br/>                 厚木市文化会館における音楽祭の企画・運営<br/>                 チラシ等の作成<br/>                 市の役割<br/>                 市内全小学校への講座・講演の企画の周知<br/>                 市内全小学校の会場の確保             </p>   |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>参加者の意見や皆様の反応を元に、2年目からは厚木文化会館にて適正な参加費を徴収するとともに、協力団体、企業を募りスポンサーを確保することにより、4年目より自主運営に移行する。</p>   |

|                |        |      |  |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 2026年度 | 事業内容 | 厚木市内全小学校における講座・講演<br>厚木ハーモニカ音楽祭開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 4,200,000円</li> <li>うち市負担金 1,600,000円</li> <li>うち自主財源 2,600,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売<br/>2,600,000円</li> <li>・支出 4,200,000円</li> </ul> |
|                | 2027年度 | 事業内容 | 厚木市内全小学校における講座・講演<br>厚木ハーモニカ音楽祭開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 3,000,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 3,000,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売<br/>3,000,000円</li> <li>・支出 3,000,000円</li> </ul>         |
|                | 2028年度 | 事業内容 | 厚木市内全小学校における講座・講演<br>厚木ハーモニカ音楽祭開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 3,000,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 3,000,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売<br/>3,000,000円</li> <li>・支出 3,000,000円</li> </ul>         |
|                | 2029年度 | 事業内容 | 厚木市内全小学校における講座・講演<br>厚木ハーモニカ音楽祭開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 3,000,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 3,000,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売<br/>3,000,000円</li> <li>・支出 3,000,000円</li> </ul>         |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容   |
|-----|--|
| 4月  |  |
| 5月  | 厚木市内小学校講座・講演会1                             |
| 6月  | 厚木市内小学校講座・講演会2                             |
| 7月  | 厚木市内小学校講座・講演会3                             |
| 8月  | ハーモニカ音楽祭開催<br>Harmonica Festival in ATSUGI |
| 9月  | 厚木市内小学校講座・講演会4                             |
| 10月 |  |
| 11月 | 厚木市内小学校講座・講演会5                             |
| 12月 |  |
| 1月  |  |
| 2月  | 厚木市内小学校講座・講演会6                             |
| 3月  |  |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |        | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等）               |
|-------------------|--------|-----------|----------------------------|
| 市負担金(A)           |        | 1,600,000 |                            |
| 事業収入              | チケット収益 | 2,400,000 | チケット販売 3,000円×800枚（招待600枚） |
|                   | 小計(B)  | 2,400,000 |                            |
| 団体負担金等(C)         |        |           |                            |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |        | 4,000,000 |                            |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分            | 項目       | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）   |
|---------------|----------|-----------|---|
| 支援対象経費        | 報償費      | 880,000   | 【講演】講師料 180,000円<br>(1時間×3名×6校)<br>【音楽祭】出演者 700,000円 (3時間×30名)                                    |
|               | 人件費      | 180,000   | 【講演】厚木市内小学校 6校×3,000円×5名<br>【音楽祭】スタッフ 30名×3,000円  |
|               | 印刷製本費    | 160,000   | 【音楽祭】チラシ作成 30,000部/100,000円<br>【音楽祭】チケット作成 1,500部/60,000円   |
|               | 使用料及び賃借料 | 620,000   | 【講演】厚木市内小学校 6校×20,000円<br>【音楽祭】音楽祭音響 300,000円<br>【音楽祭】音楽祭照明 200,000円                              |
|               | 通信運搬費    | 975,000   | 【市内小学校】機材運搬 6校×30,000円<br>【音楽祭】招待チケット 1,500件×110円<br>【音楽祭】チラシ等郵送 5,000件×110円<br>【音楽祭】機材運搬 80,000円 |
|               | 備品消耗品費   | 100,000   | 【音楽祭】会場装飾備品   |
|               | 小計(a)    | 2,915,000 |   |
| 支援対象外経費       | 宣伝広告費    | 1,085,000 | 【音楽祭】記念品製作/865,000円<br>※想定製作 約618円×1,400個<br>【音楽祭】各媒体宣伝費220,000円                                  |
|               | 小計(b)    | 1,085,000 |   |
| 合計(c)=(a)+(b) |          | 4,000,000 |   |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

2025年5月27日現在

| No.  | 役職名       | 氏名 |    | 生年月日 |   |   | 性別 | 住所 |
|--|-----------|----|----|------|---|---|----|----|
|  |           | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 |    |    |
|  | 代表        |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 副代表       |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 事務局<br>会計 |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 主務        |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 副主務       |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 顧問        |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
|  |           |    |    |      |   |   |    |    |
| <p>ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。</p> <p style="text-align: right;">2025年6月11日</p> <p style="text-align: center;">団 体 名 厚木ハーモニカ委員会</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 岡本 吉生</p> |           |    |    |      |   |   |    |    |

# 「厚木ハーモニカ委員会」会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「厚木ハーモニカ委員会」と言う。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を厚木市寿町2-4-17-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、厚木市内においてハーモニカの普及活動を実施し、「ハーモニカのまち」としての伝承を目的とする。

(活動の種類)

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### 2 不特定多数者向けの公益活動

(1) 小学校講演事業（厚木市の地域市民に対してハーモニカにおける講演会を行なう。）

(2) コンサート事業（ハーモニカを主体とした音楽祭事業を行う。）

## 第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、役員の同意を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員における入会金及び会費に定めはないものとする。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 この団体に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 事務局兼会計 1名

(4) 主務 1名

(5) 顧問 2名

(6) 構成員 数名

(任期等)

第8条 役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第10条 通常総会は、毎事業年度1回9月に開催する。

(権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、解散、合併に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

## 第6章 雑則

(細則)

第12条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。

## 厚木市市民協働事業提案書

令和7年6月13日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 東京都渋谷区代々木2-23-1  
ニューステートメナー1355団 体 名 特定非営利活動法人  
多言語広場CELULAS代 表 者 名 理事長 鈴木隆志 (03-5333-8202)  
厚木市担当者名 石川茂子

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |   |
|-----------|---|
| 1 事業名     | 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業   |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業  |
| 3 提案年数    | <input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input checked="" type="checkbox"/> 3年目   |
| 4 事業概要    | <p>1 小学校での出前国際理解授業の実施—留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業。</p> <p>2 公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催。</p> <p>3 外国につながるのがある児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める。</p>  |
| 5 事業実施期間  | 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで  |
| 6 事業費総額   | 160,000円  |
| 7 市が負担する額 | 100,000円  |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 (    ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏 名 <input type="checkbox"/><br>電話番号 <input type="checkbox"/>   |

第2号様式（第6条関係）

企画書

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input checked="" type="checkbox"/>国際協力<br/> <input checked="" type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援         </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>社会教育<br/> <input checked="" type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input checked="" type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他（ ）         </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>厚木市のこどもたちが、留学生在住外国人との交流を通して、多言語多文化を楽しみ、言語や文化の違いを超えてコミュニケーションする機会を設けることで、多様性を認めあい、国際社会を豊かに生きていく力を養う。市民の中にも多様な背景を持つ人たちがいることを知り、外国につながるのある親子との交流を通して多様であることの豊かさを体験する。その体験を通して、人間への信頼と違いを受入れ心を開いて社会で生き抜く力を養い、豊かで人に優しい地域をつくる。</p>  |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>           1 外国につながるのある子どもたちと厚木の子どもたちが一緒に学び、遊び、保護者同士もつながりを作る。<br/>           2 各国の料理を留学生や在住外国人と一緒に作り遊ぶ。<br/>           3 学校に出向き、留学生や在住外国人との出前国際理解授業を行う。<br/>           4 多言語多文化で育む豊かな心とどんな言葉にも耳を傾ける力を多くの市民に体験を通して理解を育む。         </p>  |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>市内公民館や小学校等</p>  |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>母語以外の多言語に触れることにより「開いた耳」と「開いた心」を持てるようになる。本当の国際理解ができる。子どもはもちろん親も、違いを恐れずむしろ違いに興味を持ち、積極的にコミュニケーションを持とうとするきっかけが作れる。地域社会の中の様々な「違い」を知り交流し、お互いを知ることで、多様性にあふれた優しい地域、生きやすい社会を作る。</p>  |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>提案者の役割<br/>多言語を身近なものにし壁のないコミュニケーションの力を培うことを実現する。<br/>講師、他国文化の紹介、交流の場の提供</p> <p>市の役割<br/>公民館等会場の確保 保育園、幼稚園、学校、公共機関等へのチラシ配布 小学校等への国際理解授業希望校の募集・校長会への説明 外国につながるのある児童、生徒と保護者との連絡への協力</p>  |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>多言語活動に理解のある企業の協賛を得て、食材提供などお願いする。マルシェ開催への出店募集などで出店料をいただく。</p>  |

|                |     |      |  |
|----------------|-----|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 6年度 | 事業内容 | 公民館での交流事業<br>出前講座開催<br>料理や異文化の紹介等<br>コミュニティスクール、地域学校との連携   |
|                |     | 収支予算 | ・収入 160,000円<br>うち市負担金 130,000円<br>うち自主財源 30,000円<br>内訳 参加費 16,000円<br>協賛費 14,000円<br>・支出 160,000円 |
|                | 7年度 | 事業内容 | 公民館での交流事業<br>出前講座開催<br>料理や異文化の紹介等<br>コミュニティスクール、地域学校との連携   |
|                |     | 収支予算 | ・収入 160,000円<br>うち市負担金 110,000円<br>うち自主財源 50,000円<br>内訳 参加費 30,000円<br>協賛費 20,000円<br>・支出 160,000円 |
|                | 8年度 | 事業内容 | 公民館での交流事業<br>出前講座開催<br>料理や異文化の紹介等<br>コミュニティスクール、地域学校との連携   |
|                |     | 収支予算 | ・収入 160,000円<br>うち市負担金 100,000円<br>うち自主財源 60,000円<br>内訳 参加費 30,000円<br>協賛費 30,000円<br>・支出 160,000円 |
|                | 9年度 | 事業内容 | 公民館での交流事業<br>出前講座開催<br>料理や異文化の紹介等<br>コミュニティスクール、地域学校との連携   |
|                |     | 収支予算 | ・収入 160,000円<br>内訳 参加費 40,000円<br>協賛費 120,000円<br>・支出 160,000円                                     |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容  |
|-----|---|
| 4月  | 小学校への国際理解授業希望校募集告知実施要綱を校長会に配布                         |
| 5月  | 厚木、依知北、緑ヶ丘、小鮎に事業説明、募集告知                               |
| 6月  | 出前国際理解事業講師確定・授業案を学校に説明                                |
| 7月  |   |
| 8月  |   |
| 9月  | （2学期中に1、2校）出前国際理解授業実施                                 |
| 10月 |   |
| 11月 |   |
| 12月 |   |
| 1月  | （3学期中に1、2校）出前国際理解授業実施<br>「世界の言葉とあそびの広場」 依知南もしくは依知北公民館 |
| 2月  |   |
| 3月  |   |

## 第4号様式（第6条関係）

## 収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額     | 積算根拠（単価、数量等）         |
|-------------------|-------|---------|----------------------|
| 市負担金(A)           |       | 100,000 |                      |
| 事業収入              | 参加費   | 9,000   | @300×30人×1回          |
|                   | 協賛金   | 32,000  | @10,000×3回+@2,000×1回 |
|                   | 小計(B) | 41,000  |                      |
| 団体負担金等(C)         |       | 19,000  | 寄附金                  |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 160,000 |                      |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分            | 項目    | 予算額     | 積算根拠（品名、単価、数量等）  |
|---------------|-------|---------|--|
| 支援対象経費        | 印刷製本費 | 90,000  | @45,000×2回（小中学校配布参加募集チラシ23000部+ポスター各校2枚×2回）  |
|               | 消耗品費  | 20,000  | @10,000×2回用紙文房具等：コピー用紙、インクカートリッジ、養生テープ、ガムテープ、セロテープ、マジック、ボールペン、角3封筒（公共施設等ちらし送付用 料理用食材、調味料、ゴミ袋、洗剤、雑巾等費用） |
|               | 通信費   | 5,000   | 幼稚園、学童保育等チラシ送付用郵券（レターパック、レターパックライト、クリックポスト利用予定）  |
|               | 人件費   | 15,000  | @1,000×15人（ボランティア謝金）   |
|               | 報償費   | 30,000  | @5,000×3人×2回（在住外国人講師謝金）  |
|               | 小計(a) | 160,000 |  |
| 支援対象外経費       |       |         |  |
|               |       |         |  |
|               |       |         |  |
|               |       |         |  |
|               | 小計(b) |         |  |
| 合計(c)=(a)+(b) |       | 160,000 |  |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

2025年6月13日現在

| No.  | 役職名 | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|--|-----|----|----|------|---|---|---|----|----|
|  |     | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
| 1  | 理事長 |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 2  | 理事  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 3  | 理事  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 4  | 理事  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 5  | 理事  |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
| <p>ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。</p> <p style="text-align: right;">2025年6月13日</p> <p style="text-align: center;">団体名 NPO法人多言語広場CELULAS</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 理事長 鈴木隆志</p> |     |    |    |      |   |   |   |    |    |

# NPO法人多言語広場セルラス厚木ピアザ名簿 2024

| No. | 氏名 | 年齢 | 住所 | 電話 |
|-----|----|----|----|----|
| 1   |    |    |    |    |
| 2   |    |    |    |    |
| 3   |    |    |    |    |
| 4   |    |    |    |    |
| 5   |    |    |    |    |
| 6   |    |    |    |    |
| 7   |    |    |    |    |
| 8   |    |    |    |    |
| 9   |    |    |    |    |
| 10  |    |    |    |    |
| 11  |    |    |    |    |
| 12  |    |    |    |    |
| 13  |    |    |    |    |
| 14  |    |    |    |    |
| 15  |    |    |    |    |
| 16  |    |    |    |    |

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS

(登記名 特定非営利活動法人 多言語広場セルラス)

# 定 款

# 特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 多言語広場CELULASと称し、略称は多言語ピアザCELULASとする。登記上はこれを特定非営利活動法人多言語広場セルラスと表示する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は前項のほか、従たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、異文化を超えた多国間交流及び国内における世代を超えた人的交流を通して、地域の活性化と真の国際理解を促す。また、交流の充実を図るために外国語習得の普及と研究を進め、社会貢献と世界人類の共生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 多言語教育の普及に関する事業
- (2) その他目的の達成を図る事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する家族及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体の解散又は個人の死亡。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を3名以内とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、総会で選任する。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従って、その職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 会議

(種別)

- 第21条 当法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第23条 理事会は、次の事項について議決する。
- (1) 事業計画および予算並びにその変更
  - (2) 入会金及び会費の額
  - (3) 理事の選任、解任
  - (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。）

(5) 総会に付すべき事項

(6) その他運営に関する必要な事項

2 総会は特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会および理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会および理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会および理事会の運営方法は別に定める規則による。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会および理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会および理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第41条の適用については、総会および理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第43条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に帰属させるものとする。

(合併)

- 第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

- 第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

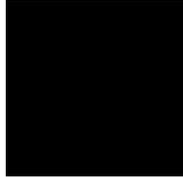
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長

副理事長

理事

監事



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|               |     |          |     |                   |
|---------------|-----|----------|-----|-------------------|
| (1) 正会員       | 入会金 | 6,000 円  | 年会費 | 6,000 円           |
| (2) 一般会員      | 入会金 | 2,000 円  | 年会費 | 一口 3,000 円 (一口以上) |
| (3) 活動会員 (個人) | 入会金 | 60,000 円 | 月会費 | 7,000 円           |
| 活動会員 (家族)     | 入会金 | 60,000 円 | 月会費 | 10,000 円          |

## 附則

この変更された定款は、東京都より認証を受けた平成27年3月3日より施行する。

## 附則

この定款は、平成30年7月6日から施行する。

第 2 2 期

# 決算報告書

自：令和 5年 4月 1日

至：令和 6年 3月31日

(特非)多言語広場 C E L U L A S

理事長 鈴木隆志

## 活動計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(特非)多言語広場CELULAS

(単位:円)

| 科 目       | 金          | 額          |            |
|-----------|------------|------------|------------|
| 経常収益      |            |            |            |
| 1. 受取入会金  |            |            |            |
| 受取入会金     | 480,000    | 480,000    |            |
| 2. 受取会費   |            |            |            |
| 会員受取会費    | 10,233,640 |            |            |
| 賛助会員受取会費  | 9,000      | 10,242,640 |            |
| 3. 受取寄附金  |            |            |            |
| 受取寄附金     | 64,000     | 64,000     |            |
| 4. 受取助成金等 |            |            |            |
| 受取民間補助金   | 100,000    | 100,000    |            |
| 5. 事業収益   |            |            |            |
| 事業収入      | 8,953,170  | 8,953,170  |            |
| 経常収益計     |            |            | 19,839,810 |
| 経常費用      |            |            |            |
| 1. 事業費    |            |            |            |
| (1) その他経費 |            |            |            |
| 仕入高       | 212,830    |            |            |
| 合計        | 212,830    |            |            |
| 売上原価      | 212,830    |            |            |
| 諸謝金       | 17,674     |            |            |
| 印刷製本費     | 8,650      |            |            |
| 会場費       | 15,080     |            |            |
| 旅費交通費     | 4,201,158  |            |            |
| 通信運搬費     | 65,344     |            |            |
| 消耗品費      | 1,122      |            |            |
| 消耗什器備品費   | 24,189     |            |            |
| 賃借料       | 78,960     |            |            |
| 保険料       | 224,777    |            |            |
| 教育研修費     | 7,746,486  |            |            |
| 事業諸経費     | 1,393,037  |            |            |
| 支払助成金     | 60,000     |            |            |
| 雑費        | 37,670     |            |            |
| その他経費計    | 14,086,977 |            |            |
| 事業費計      |            | 14,086,977 |            |
| 2. 管理費    |            |            |            |
| (1) その他経費 |            |            |            |
| 旅費交通費     | 109,339    |            |            |
| 通信運搬費     | 475,903    |            |            |
| 事務消耗品費    | 18,478     |            |            |
| 水道光熱費     | 137,602    |            |            |
| 地代家賃      | 3,160,320  |            |            |
| 賃借料       | 166,696    |            |            |
| 保険料       | 30,000     |            |            |
| 諸謝金       | 88,000     |            |            |
| 租税公課      | 3          |            |            |
| 支払手数料     | 105,963    |            |            |
| 雑費        | 192,085    |            |            |
| その他経費計    | 4,484,389  |            |            |
| 管理費計      |            | 4,484,389  |            |
| 経常費用計     |            |            | 18,571,366 |
| 当期経常増減額   |            |            | 1,268,444  |

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 経常外収益        |         |           |
| 1. その他収益     |         |           |
| 受取利息         | 24      |           |
| 雑収入          | 126,489 | 126,513   |
| 経常外収益計       |         | 126,513   |
| 経常外費用        |         |           |
| 経常外費用計       |         | 0         |
| 税引前当期正味財産増減額 |         | 1,394,957 |
| 当期正味財産増減額    |         | 1,394,957 |
| 前期繰越正味財産額    |         | 1,224,900 |
| 次期繰越正味財産額    |         | 170,057   |

## 貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

(特非)多言語広場CELULAS

(単位:円)

| 科 目          | 金         | 額         |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 資産の部         |           |           |           |
| 1. 流動資産      |           |           |           |
| 現金預金         | 3,460,157 |           |           |
| 前払金          | 15,900    |           |           |
| 流動資産合計       |           | 3,476,057 |           |
| 2. 固定資産      |           |           |           |
| (1) 有形固定資産   |           |           |           |
| 有形固定資産計      | 0         |           |           |
| (2) 無形固定資産   |           |           |           |
| 無形固定資産計      | 0         |           |           |
| (3) 投資その他の資産 |           |           |           |
| 敷金           | 704,000   |           |           |
| 投資その他の資産計    | 704,000   |           |           |
| 固定資産合計       |           | 704,000   |           |
| 資産合計         |           |           | 4,180,057 |
| 負債の部         |           |           |           |
| 1. 流動負債      |           |           |           |
| 短期借入金        | 10,000    |           |           |
| 流動負債合計       |           | 10,000    |           |
| 2. 固定負債      |           |           |           |
| 長期借入金        | 4,000,000 |           |           |
| 固定負債合計       |           | 4,000,000 |           |
| 負債合計         |           |           | 4,010,000 |
| 正味財産の部       |           |           |           |
| 前期繰越正味財産     |           | 1,224,900 |           |
| 当期正味財産増減額    |           | 1,394,957 |           |
| 正味財産合計       |           |           | 170,057   |
| 負債及び正味財産合計   |           |           | 4,180,057 |

法人名:(特非)多言語広場CELULAS  
 会計単位名:(特非)多言語広場CELULAS

特定非営利活動法人に係る事業 財産目録

令和 6年 3月 31日 現在

(単位:円)

| 科 目           | 金 額       |           |
|---------------|-----------|-----------|
| I 資産の部        |           |           |
| 1 流動資産        |           |           |
| 現金            | 256,371   |           |
| 普通預金 東京三菱新宿中央 | 3,183,312 |           |
| 普通預金 代々木第二郵便局 | 3,384     |           |
| 普通預金 郵便局総合    | 16        |           |
| 普通預金 東京三菱新宿中央 | 17,074    |           |
| 前払金 源泉所得税過払い分 | 15,900    |           |
| 流動資産合計        |           | 3,476,057 |
| 2 固定資産        |           |           |
| 敷金 事務所        | 164,000   |           |
| 敷金 事務所        | 540,000   |           |
| 固定資産合計        |           | 704,000   |
| 資産合計          |           | 4,180,057 |
| II 負債の部       |           |           |
| 1. 流動負債       |           |           |
| 短期借入金         | 10,000    |           |
| 流動負債合計        |           | 10,000    |
| 2. 固定負債       |           |           |
| 長期借入金         | 4,000,000 |           |
| 固定負債合計        |           | 4,000,000 |
| 負債合計          |           | 4,010,000 |
| III 正味財産の部    |           |           |
| 正味財産          |           | 170,057   |

この財産目録は、本書と相違ないことを証します。

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS  
 理事長 鈴木 隆志

# 監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法の概要

監事は、決裁書類等を閲覧し、事業活動の報告を求めました。

## 2 監査の結果

- この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
- 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 活動計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。

2024年5月24日

特定非営利活動法人 多言語広場セルラス

監事 福島達也







第2号様式（第6条関係）

企画書

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input checked="" type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input checked="" type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援<br/> <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input checked="" type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他（ ）         </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>厚木市には、本格的な体操を行う施設がなく、ほとんどの子供たちが学校の体育の授業だけで本来の体操の魅力を知ることなく卒業していきます。日本は体操大国です。世界の体操個人総合のチャンピオンは日本人です。橋本大輝さんです厚木市からオリンピックを目指す後押しや支える事業を開催する必要がある。</p>  |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>年に一度の「体操イベント」を行うことで、魅力ある体操を体験して、本格的な体操を知るキッカケづくりになるとともに、オリンピックメダリストの選手と直接触れ合うことにより、より具体的なイメージを感じてもらおう。一流選手による座学開催。心構えや考え方を学ぶ。</p>   |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>厚木市内施設</p>  |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>誰でも参加できる「体操イベント」で魅力ある体操を体験し、本格的な体操を知るキッカケづくりを行う。厚木市からオリンピックを輩出し、厚木市の知名度向上に貢献できる</p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>提案者の役割<br/>「体操イベント」に参加するための周知活動はもちろん、オリンピックとの関連企画イベントを実施する。</p> <p>市の役割<br/>「体操イベント」の周知及び会場施設の確保。オリンピックとの関連企画イベントも同様。</p>   |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>「体操イベント」の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。</p>  |

|                |      |      |  |
|----------------|------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 8年度  | 事業内容 | 「体操イベント」実施<br>「オリンピックによる座学」実施  |
|                |      | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,490,000円</li> <li>  うち市負担金 1,190,000円</li> <li>  うち自主財源 300,000円</li> <li>内訳 参加費 100,000円</li> <li>      企業協賛 200,000円</li> <li>・支出 1,490,000円</li> </ul> |
|                | 9年度  | 事業内容 | 「体操イベント」実施<br>「オリンピックによる座学」実施  |
|                |      | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,490,000円</li> <li>  うち市負担金 1,090,000円</li> <li>  うち自主財源 400,000円</li> <li>内訳 参加費 100,000円</li> <li>      企業協賛 300,000円</li> <li>・支出 1,490,000円</li> </ul> |
|                | 10年度 | 事業内容 | 「体操イベント」実施<br>「オリンピックによる座学」実施  |
|                |      | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,490,000円</li> <li>  うち自主財源 1,490,000円</li> <li>内訳 参加費 100,000円</li> <li>      企業協賛 1,390,000円</li> <li>・支出 1,490,000円</li> </ul>                          |
|                | 11年度 | 事業内容 | 「体操イベント」実施<br>「オリンピックによる座学」実施  |
|                |      | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,490,000円</li> <li>  うち自主財源 1,490,000円</li> <li>内訳 参加費 100,000円</li> <li>      企業協賛 1,390,000円</li> <li>・支出 1,490,000円</li> </ul>                          |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容                         |
|-----|----------------------------|
| 4月  |                            |
| 5月  |                            |
| 6月  |                            |
| 7月  | イベント告知チラシ・ポスター制作           |
| 8月  | イベント告知                     |
| 9月  | イベント告知                     |
| 10月 | 「体操イベント」                   |
| 11月 | イベント告知チラシ・ポスター制作<br>イベント告知 |
| 12月 | イベント告知                     |
| 1月  | 新春座学 オリンピアンによる心構え          |
| 2月  |                            |
| 3月  |                            |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

| 項目                |         | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等） |
|-------------------|---------|-----------|--------------|
| 市負担金(A)           |         | 1,190,000 |              |
| 事業収入              | イベント参加費 | 100,000   | 500円×200人    |
|                   | 協賛・広告収入 | 200,000   |              |
|                   | 小計(B)   | 300,000   |              |
| 団体負担金等(C)         |         |           |              |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |         | 1,490,000 |              |

（支出の部）

（単位：円）

| 区分            | 項目       | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）                    |                      |
|---------------|----------|-----------|------------------------------------|----------------------|
| 支援対象経費        | 報償費      | 600,000   | オリンピック2名×@150,000円×2回 マネージャー同行     |                      |
|               | 人件費      | 120,000   | 告知スタッフ3,000円×20名 イベントスタッフ3,000×20名 |                      |
|               | 消耗品費     |           | 30,000                             | 文具・用紙代               |
|               |          |           | 40,000                             | 大会メダル20個             |
|               |          |           | 20,000                             | 大会賞状20枚              |
|               | 印刷製本費    |           | 300,000                            | 屋内外兼用ポスター 300部       |
|               |          |           | 80,000                             | A4チラシ：30,000部 小中学校配布 |
|               | 使用料及び賃借料 | 200,000   | 跳び箱・マット・遊具のレンタル費など                 |                      |
|               | 通信運搬費    | 80,000    | 上記器具の運搬費                           |                      |
|               |          |           |                                    |                      |
| 小計(a)         |          | 1,470,000 |                                    |                      |
| 支援対象外経費       | 保険料      | 20,000    | イベント@100円×200名                     |                      |
|               |          |           |                                    |                      |
|               |          |           |                                    |                      |
|               |          |           |                                    |                      |
|               | 小計(b)    |           | 20,000                             |                      |
| 合計(c)=(a)+(b) |          |           | 1,490,000                          |                      |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

2025年4月1日現在

| No.  | 役職名 | 氏名 |    | 生年月日 |   |   | 性別 | 住所 |
|--|-----|----|----|------|---|---|----|----|
|  |     | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 |    |    |
|  | 代表  |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 副代表 |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 副代表 |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 事務局 |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 会計  |    |    |      |   |   |    |    |
|  | 監査  |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |    |    |
| <p>ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月 13日</p> <p style="text-align: center;">団体名 厚木市体操協会</p> <p style="text-align: center;">代表者名 本荘 浩平</p> |     |    |    |      |   |   |    |    |

## 厚木市体操協会 規約

### 第1章

(名称及び目的)

第1条 本協会は厚木市体操協会と称し、事務局を厚木市岡田3028方に置く。

第2条 本協会の目標は、厚木市における新体操競技及び体操競技の普及・発展と、この競技を愛好する学生および子供達の競技力向上と健全な育成を図る。

### 第2章

(登録及び会員数の範囲)

第3条 登録は、団体として登録し(以下「登録団体」という。)、範囲は原則として厚木市において新体操競技・体操競技の活動をする団体とする。

(資格の取得)

第4条 会員になろうとする団体は、運営代表者が団体として加入する。

(資格の喪失)

第5条 申し出をした時とする。

(事業及び活動)

第6条 第2条に規定する目的を達成するため、体操競技・新体操各分野において事業及び活動を行う。

- ・企画運営は各分野で行う。
- ・年間の事業 新体操・体操イベント
- ・活動 登録団体が行うイベントに協会として出席する。

### 第3章

(会費及び額)

第7条 各登録団体は何度当初(4月)に、一団体につき5000円の会費を納入する。

### 第4章 役員

第8条 1、役員については、この協会を運営するにあたり、次の役員を置き役員会を組織する。

- ・代表 1名 ・会計 1名
- ・副代表 2名 ・事務局 1名
- ・監査 1名 ・イベントスタッフ 必要数

2、任期は5年とし、再選は妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は本協会の運営に関わる諸事項を協議する。

## 第5章 総会

(開催・招集)

第10条 ・各年度に1回、行うものとし、開催時期は4~5月の間とする。

また、出席者は役員・スタッフ、登録団体代表1名とする。

(総会での決定事項)

第11条 ・規約及び細則の制定または改廃や事業計画や予算決算の認定に関する事、事業計画や予算決算の認定に関する事、および代表が特に重要と認める事項に関する事とする。

第12条 定数の2分の1以上の出席がなければ総会を開くことは出来ない。ただし、委任状の提出によって出席に代えることができる。

第13条 総会における議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第6章 会計

(経費)

第14条 運営に関わる経費は次に挙げたものとする。

- ・イベント運営費・お祝い
- ・スタッフ等への報償費(交通費を含む) またはその補助に充てる。
- ・その他雑費

(会計年度)

第15条 会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終了する。

## 第7章 附則

第16条 本規約は、この協会の成立の日から施行する。

# 収支決算報告

2024 厚木市体操協会決算報告

2025/4/27

日時： 2025年4月27日（日）10：00-15：00（昼食含む）

場所： 事務局／厚木市岡田3028

参加者： 6名（役員6名）

## 収入の部

| 項目  | 詳細 | 決算 | 単価 | 件数 | 決算 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 参加費 |    | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 協賛費 |    | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 合計  |    | 0  | 0  | 0  |    |    |

## 支出の部

| 項目   | 詳細   | 決算 | 単価 | 件数 | 決算 | 備考 |
|------|------|----|----|----|----|----|
| 人件費  | 謝礼   | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 保険費  | 保険/日 | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 昼食費  |      | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 予備費  | 手数料  | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 合計   |      | 0  | 0  | 0  |    |    |
| 支出差額 |      | 0  | 0  | 0  |    |    |



## 厚木市市民協働事業提案書

2025年6月13日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 あつぎストリートフェス実行委員会

代 表 者 名 望月 翔太

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 事業名     | あつぎストリートフェス  |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業   |
| 3 提案年数    | <input type="checkbox"/> 1年目 <input checked="" type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目  |
| 4 事業概要    | 厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。  |
| 5 事業実施期間  | 2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで   |
| 6 事業費総額   | 2,110,000円   |
| 7 市が負担する額 | 1,629,000円   |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏 名<br>電話番号  |

第2号様式（第6条関係）

企画書

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援         </p> <p> <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input checked="" type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他（ ）         </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される。</p>   |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催する。</p>   |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>中町花の公園（厚木市中町2丁目914-1）</p>   |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>中町花の公園で定期的にライブを開催する事で、厚木市の音楽文化の普及向上が図られ、アーティストを目指す若者が集まり、市内外から厚木市が音楽の新たな聖地として認知されることが期待できる。</p> <p>また、路上ライブという性質上、運営スタッフとの距離感が近いことから、音響担当や物販担当等のアーティスト以外の音楽業界での仕事に興味を持つきっかけになることが期待できる。さらに、昨今厚木市内の公園に屯している高校生や大学生を、運営に協力できるように巻き込む事で、エネルギー溢れた若者たちのパワーを市の事業へ寄与させることで、達成感を味わってもらい、自分の存在やエネルギーによって感謝される喜びを感じるきっかけにもつなげていく効果が期待される。</p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>提案者の役割<br/>         花の公園でのライブの企画・運営<br/>         路上ライブ出演者の誘致及び選定<br/>         チラシ等の作成</p> <p>市の役割<br/>         市内公共施設等への企画の周知<br/>         会場の確保</p>  |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>引き続き、中町花の公園にて路上ライブを開催し、協力団体、企業におけるスポンサーを募るとともに、広告バナーを募集するなど、自主財源を確保することにより、4年目より自主運営に移行する。</p>  |

|                |        |      |  |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 2026年度 | 事業内容 | 中町花の公園での路上ライブ開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,110,000円</li> <li>うち市負担金 1,629,000円</li> <li>うち自主財源 481,000円</li> <li>内訳：企業からの協賛金/481,000円</li> <li>・支出 2,110,000円</li> </ul>                                     |
|                | 2027年度 | 事業内容 | 中町花の公園での路上ライブ開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,110,000円</li> <li>うち市負担金 1,448,000円</li> <li>うち自主財源 662,000円</li> <li>内訳：企業からの協賛金/662,000円</li> <li>・支出 2,110,000円</li> </ul>                                     |
|                | 2028年度 | 事業内容 | 中町花の公園での路上ライブ開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,110,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 2,110,000円</li> <li>内訳：企業からの協賛金/1,000,000円</li> <li>          バナー等への広告掲載1,110,000円</li> <li>・支出 2,110,000円</li> </ul> |
|                | 2029年度 | 事業内容 | 中町花の公園での路上ライブ開催  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,110,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 2,110,000円</li> <li>内訳：企業からの協賛金/1,000,000円</li> <li>          バナー等への広告掲載1,110,000円</li> <li>・支出 2,110,000円</li> </ul> |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容                      |
|-----|-------------------------|
| 4月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 5月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 6月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 7月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 8月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 9月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 10月 | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 11月 | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 12月 | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 1月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 2月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |
| 3月  | 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度） |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等） |
|-------------------|-------|-----------|--------------|
| 市負担金(A)           |       | 1,629,000 |              |
| 事業<br>収入          |       |           |              |
|                   |       |           |              |
|                   | 小計(B) |           |              |
| 団体負担金等(C)         |       | 481,000   | 協賛金          |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 2,110,000 |              |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分                  | 項目       | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）  |
|---------------------|----------|-----------|--|
| 支援<br>対象<br>経費      | 報酬費      | 480,000   | ライブの開催12回×30,000円 1名<br>(プロデューサー)<br>ライブの開催12回×10,000円 1名(出演者)   |
|                     | 消耗品費     | 19,000    | ゴミ袋/結束バンド/両面テープ 10,000円/年間<br>ラミネートフィルム 3,000円/年間<br>灯油 4,000円/年間<br>合成紙ポスター 2,000円/年間                   |
|                     | 印刷製本費    | 30,000    | チラシ10,000枚 20,000円<br>ポスター100枚 10,000円   |
|                     | 使用料及び賃借料 | 1,182,000 | ライブの開催 98,500円×12回<br>・機材リース代(オペレーター代含む) 75,000円×12回<br>・テント/長テーブル/イスリース代 18,500円×12回<br>・車両費 5,000円×12回 |
|                     | 通信運搬費    | 100,000   | 予約システム保守費用 100,000円/年間   |
|                     | 小計(a)    | 1,811,000 |  |
| 支援<br>対象<br>外<br>経費 | 広告宣伝費    | 299,000   | SNSやWeb上での広告掲載   |
|                     |          |           |  |
|                     |          |           |  |
|                     |          |           |  |
|                     | 小計(b)    | 299,000   |  |
| 合計(c)=(a)+(b)       |          | 2,110,000 |  |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

2025年6月13日現在

| No. | 役職名   | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|-----|-------|----|----|------|---|---|---|----|----|
|     |       | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
| 1   | 委員長   |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 2   | 副委員長  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 3   | 主務・会計 |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 4   | 主務補佐  |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 5   | 監事    |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 6   |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
| 7   |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

2025年6月13日

団体名 あつぎストリートフェス実行委員会  
代表者氏名 望月 翔太

団体会員名簿

2025年6月13日現在

| No. | 役職名   | 氏名 |    | 生年月日 |   |   | 性別 | 住所 |
|-----|-------|----|----|------|---|---|----|----|
|     |       | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 |    |    |
| 1   | 委員長   |    |    |      |   |   |    |    |
| 2   | 副委員長  |    |    |      |   |   |    |    |
| 3   | 主務・会計 |    |    |      |   |   |    |    |
| 4   | 主務補佐  |    |    |      |   |   |    |    |
| 5   | 監事    |    |    |      |   |   |    |    |
| 6   |       |    |    |      |   |   |    |    |
| 7   |       |    |    |      |   |   |    |    |
| 8   |       |    |    |      |   |   |    |    |
| 9   |       |    |    |      |   |   |    |    |
| 10  |       |    |    |      |   |   |    |    |

2025年6月13日

団体名 あつぎストリートフェス実行委員会  
 代表者氏名 望月 翔太

## あつぎストリートフェス実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、あつぎストリートフェス実行委員会（以下「委員会」という。）という。

(所在)

第2条 委員会の事務所は、神奈川県厚木市旭町1-17-10 SUNビル3階【株式会社ワンズエージェンシー方】に置く。

(目的)

第3条 委員会は、音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) あつぎストリートフェス（路上ライブ）に関する事業
- (2) その他目的達成に必要な事業

(委員会)

第5条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。なお、委員会は必要に応じて委員の数を増やすことができる。

(役員及び職務)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人、主務・会計1人、主務補佐1人、監事1人の役員を置く。

- 2 委員長、副委員長、主務・会計、主務補佐、監事は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 主務・会計は、予算の執行及び経理を行う。
- 6 主務補佐は、主務・会計を補佐する。
- 7 監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、次の事項を協議し決定する。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (3) その他必要な事項
- 3 委員長は、必要に応じて専門家等を会議に出席させ、助言等を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則

この規約は、会の成立の日から施行する。

## 厚木市市民協働事業提案書

令和7年5月28日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 フードパントリーえんむすび

代 表 者 名 毛木 宏美

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 事業名     | 地域子育て支援プラットフォーム構築事業  |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業   |
| 3 提案年数    | <input checked="" type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目  |
| 4 事業概要    | 土曜開催の「子育て相談会」で平日は相談しづらい子育て世帯と繋がり、孤立を防ぎます。同時に、地域の多様な子育て支援情報を集約したサイト「地域子育てカレンダー」を運営します。利用者が必要な支援を見つけやすくするとともに、支援団体同士の連携を促進し、新たな活動を支援します。これにより、地域全体で子どもと子育て家庭を支える持続可能なコミュニティづくりを目指します。  |
| 5 事業実施期間  | 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで   |
| 6 事業費総額   | 980,000円   |
| 7 市が負担する額 | 930,000円   |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input checked="" type="checkbox"/> その他（活動案内パンフレット） |
| 9 担当者連絡先  | 氏名<br>電話番号   |

企画書

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>     | <p> <input checked="" type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input checked="" type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input checked="" type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援<br/>                 ( )             </p> <p> <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他             </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p> | <p> <b>【1】</b> 貧困世帯と毎月対面するフードパントリーの活動を通し、会話の中から潜在的なニーズや課題を把握しながら見守りを行ってきた中で、子育てに課題を抱えながらも相談窓口にとどり着けていない世帯が少なくないと感じている。<br/> <b>【2】</b> 現代における子育ては日々の情報量が多く、子育てに課題を抱える世帯ほど日常的に余裕がない傾向があり、自身が必要とする子育て支援情報にとどり着く力や収集力が乏しくなりやすい印象がある。<br/> <b>【3】</b> 「子ども食堂」「フードパントリー」「学習支援」といった食や学習の支援に留まらず、不登校や引きこもり、子の発達における課題等、子どもを取り巻く現状は複雑化しており、多角的なフォローの必要性が年々高まっている。それらを行政が一任するのは難しく、地域で包括的にフォローしていく必要性は今後高まっていくことが予想される。             </p>  |
| <p>3 事業の内容</p>     | <p> <b>1. 「子育て相談会」の土曜日開催</b><br/> <b>【1】</b> 毎月、フードパントリーと同時に「子育て相談会（以下、相談会）」を開催し、誰にも相談できない、頼る先がない（あっても物理的に頼ることが難しい）等の子育て世帯との新たな接点を作り、行政や専門窓口への相談に至らない悩みや課題を吐き出せる居場所を提供する。<br/> <b>【2】</b> 毎月開催するため、希望があれば継続的な関わりを持ちながら、各家庭が必要とする支援や居場所の情報を提供する。<br/> <b>【3】</b> 子育て世帯には平日仕事をしている家庭も多く、悩みを抱えていても相談に行けないケースがあるため、土曜日開催で行う。             </p> <p> <b>2. 子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の作成</b><br/> <b>【1】</b> 子育て支援活動に関する情報（こども食堂、フードパントリー、学習支援、不登校の会、地域の居場所活動など）を集約したプラットフォーム「地域子育てカレンダー（以             </p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>下、子育てカレンダー)」を作成し、運営を行う。<br/>         &lt;参考&gt;認定特定非営利活動法人こまちぷらす運営ページ<br/> <a href="https://comachiplus.org/calendar/">https://comachiplus.org/calendar/</a></p> <p>【2】厚木市内で子どもや子育てに関する支援活動、居場所づくりを行っている個人や団体、事業者（以下、子育て支援団体）を募集する。</p> <p>【3】情報を精査し、必要であれば活動見学を兼ねた取材を実施し、適宜プラットフォームに活動情報を掲載する。</p> <p><b>3. 子育て支援団体の連携強化と育成</b></p> <p>【1】子育てカレンダーに掲載された子育て支援団体と連絡が取りたい個人や団体、事業者があれば、えんむすびが窓口となり、希望する団体へつなぐ等、団体間のマグネットとの役割を果たす。</p> <p>【2】活動を立ち上げたい個人や団体からヒアリングを行い、把握している子育て支援団体とのマッチングを実施する。</p>   |
| 4 実施場所              | えんむすび事務所、厚木市内の公民館等公共施設  |
| 5<br>期待される<br>効果・成果 | <p><b>1. 相談へのアクセス向上と孤立の解消</b><br/>         平日に相談が難しい子育て世帯でも、土曜日に相談会に参加できるようになるため、相談へのハードルが下がり、孤立した状況にある家庭が悩みを打ち明けられる場所を得られる。</p> <p><b>2. 保護者の心身の緩和と子どもの健全な育成への貢献</b><br/>         相談会を入口にした見守り活動を通じて早期に課題を発見し、適切な支援につなげる。結果、保護者の心身を緩和し、子ども達の健やかな成長につながる。</p> <p><b>3. 必要な支援へのスムーズな接続</b><br/>         相談会や子育てカレンダーを通じ、各家庭が抱える課題に合わせた支援（行政サービス、専門窓口、地域の居場所など）をタイムリーに提供することが可能となるため、支援が必要な家庭が適切な情報にたどり着きやすくなり、問題の早期解決が期待できる。</p> <p><b>4. 地域の支援活動の可視化と活性化</b><br/>         子育てカレンダーによって、これまで知られていなかった地域の支援活動が一覧化・可視化されるため、利用者が活動を見つけやすくなるだけでなく、新たな参加者やボランティアが増え、地域全体の子育て支援活動が活発化する。</p> <p><b>5. 地域における支援体制の強化と効率化</b><br/>         子育てカレンダーの作成を通じ、民間団体だけでなく、行政機関や社会福祉協議会、民生委員など多様な主体と連携して</p> |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>いくことで、子育て世帯が抱える困りごとへの支援やフォロー体制がより強化され、それぞれの強みを生かした効率的な支援体制が構築できる。</p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>提案者の役割</p> <p>【1】相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会の開催</li> <li>・チラシ作成</li> <li>・相談事案の記録</li> <li>・各家庭にあわせた支援情報の提供</li> <li>・専門支援窓口への誘導</li> </ul> <p>【2】子育てカレンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三つ折りパンフレット作成</li> <li>・プラットフォーム構築、運営</li> <li>・掲載する子育て支援団体の情報収集、活動内容の精査</li> <li>・更新作業</li> <li>・掲載後の利用アンケートの実施</li> <li>・個人や団体からの問合せ窓口対応</li> </ul> <hr/> <p>市の役割</p> <p>【1】相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知チラシ配布、配架の協力</li> <li>・広報誌への掲載</li> </ul> <p>【2】子育てカレンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援団体情報の募集窓口の設置</li> <li>・三つ折りパンフレット配布、配架の協力</li> <li>・広報誌への掲載</li> </ul> |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会報誌の発行：寄付支援者への感謝と活動報告を兼ねた会報誌を年1回発行し、寄付支援者とのエンゲージメントを深める。</li> <li>・企業協賛の強化：地域の食料支援団体と協働で活動説明会を実施し（現在企画中）、社会貢献活動の一環としてフードパントリーやこども食堂への協賛の呼びかけを実施。</li> <li>・民間財団や自治体が公募する助成金・補助金について、常に最新情報を収集し、団体の活動内容と合致するものがあれば積極的に申請を行う。</li> </ul> <p>※過去の助成金・補助金実績はHPに明記</p> <p><a href="https://sites.google.com/view/enmusubiiiiii/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A">https://sites.google.com/view/enmusubiiiiii/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A</a></p>   |

|                |        |      |  |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 令和8年度  | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施</li> <li>・相談会チラシ作成、配布</li> <li>・プラットフォーム構築</li> <li>・子育てカレンダーの設置</li> <li>・掲載する子育て支援団体の掲載条件の決定、情報収集、取材</li> <li>・会報誌の作成、発送</li> </ul>   |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 980,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち市負担金 930,000円</li> <li>うち自主財源 50,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳 団体負担金 30,000円</li> <li>寄付支援金 20,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・支出 980,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>サイト構築費 800,000円</li> <li>通信費 70,000円</li> <li>印刷費 15,000円</li> <li>備品購入費 60,000円</li> <li>人件費 35,000円</li> </ul> </li> </ul>    |
|                | 令和9年度  | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施</li> <li>・相談会チラシ作成、配布</li> <li>・子育てカレンダー試験運用開始</li> <li>・三つ折りパンフレット作成</li> <li>・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材</li> <li>・会報誌の作成、発送</li> </ul>  |
|                |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち市負担金 460,000円</li> <li>うち自主財源 70,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳 団体負担金 30,000円</li> <li>寄付支援金 40,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・支出 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>サイト構築運営費 200,000円</li> <li>通信費 70,000円</li> <li>デザイン費 200,000円</li> <li>印刷費 25,000円</li> <li>人件費 35,000円</li> </ul> </li> </ul> |
|                | 令和10年度 | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施</li> <li>・相談会チラシ作成、配布</li> <li>・子育てカレンダー情報掲載、更新</li> <li>・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材</li> </ul>  |

|  |        |      |   |
|--|--------|------|---|
|  |        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三つ折りパンフレット配布、配架</li> <li>・掲載後アンケートの実施</li> <li>・会報誌の作成、発送</li> </ul>  |
|  |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 180,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち市負担金 100,000円</li> <li>うち自主財源 80,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳 団体負担金 30,000円</li> <li>寄付支援金 50,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・支出 180,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>サイト運営費 50,000円</li> <li>通信費 70,000円</li> <li>印刷費 25,000円</li> <li>人件費 35,000円</li> </ul> </li> </ul> |
|  | 令和11年度 | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施</li> <li>・相談会チラシ作成、配布</li> <li>・子育てカレンダー情報掲載、更新</li> <li>・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材</li> <li>・三つ折りパンフレット配布、配架</li> <li>・掲載後アンケートの実施</li> <li>・会報誌の作成、発送</li> </ul>   |
|  |        | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 110,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 110,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳 団体負担金 40,000円</li> <li>寄付支援金 70,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・支出 110,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>サイト運営費 20,000円</li> <li>通信費 70,000円</li> <li>印刷費 20,000円</li> </ul> </li> </ul>                           |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期         | 内容   |   |  |
|------------|--|---|--|
| 令和8年<br>4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会の実施</li> <li>・チラシ作成、配布</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件定義の打ち合わせ</li> </ul>                 |  |
| 5月         |  | ↓   |  |
| 6月         |  | ↓   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載条件の決定</li> </ul>   |
| 7月         |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトデザイン・設計</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、取材開始</li> </ul> |
| 8月         |  | ↓   |  |
| 9月         |  | ↓   |  |
| 10月        |  | ↓   |  |
| 11月        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイト構築</li> </ul>                   |  |
| 12月        |  | ↓   |  |
| 1月         |  | ↓   |  |
| 2月         |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てカレンダー設置</li> <li>・会報誌作成</li> </ul> |  |
| 3月         | ↓  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会報誌発送</li> </ul>                      | ↓  |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額     | 積算根拠（単価、数量等）                |
|-------------------|-------|---------|-----------------------------|
| 市負担金(A)           |       | 930,000 |                             |
| 事業収入              |       |         |                             |
|                   | 小計(B) |         |                             |
| 団体負担金等(C)         |       | 50,000  | 団体負担金:30,000円/寄付支援金:20,000円 |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 980,000 |                             |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分            | 項目       | 予算額     | 積算根拠（品名、単価、数量等）                                 |
|---------------|----------|---------|---|
| 支援対象経費        | サイト構築運営費 | 800,000 | 概算  |
|               | 通信費      | 70,000  | 公式LINE契約料5,500円×12か月(66,000円)<br>切手代等(4,000円)   |
|               | 印刷費      | 15,000  | 相談会チラシ3,000部(8,000円)<br>会報誌200部(7,000円)         |
|               | 備品購入費    | 60,000  | 団体ビブス20枚(45,000円)、立て看板(10,000円)<br>のぼり旗(5,000円) |
|               | 人件費      | 35,000  | 1回1,000円/人、年間35回分<br>相談会対応、プラットフォーム打合せ、支援団体取材   |
|               |          |         |   |
|               |          |         |   |
|               |          |         |   |
|               | 小計(a)    | 980,000 |   |
| 支援対象外経費       |          |         |   |
|               | 小計(b)    |         |   |
| 合計(c)=(a)+(b) |          | 980,000 |   |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

令和7年5月28日現在

| No.  | 役職名 | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|--|-----|----|----|------|---|---|---|----|----|
|  |     | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
|  | 代表  |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
|  |     |    |    |      |   |   |   |    |    |
| <p>ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。</p> <p style="text-align: right;">令和7年5月28日</p> <p style="text-align: center;">団体名 フードパントリーえんむすび</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 毛木 宏美</p> |     |    |    |      |   |   |   |    |    |

# フードパントリーえんむすび 名簿

令和7年5月1日現在

| No. | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 役職等 |
|-----|----|----|------|-----|
| 1   |    |    |      | 代表  |
| 2   |    |    |      |     |
| 3   |    |    |      |     |
| 4   |    |    |      |     |
| 5   |    |    |      |     |
| 6   |    |    |      |     |
| 7   |    |    |      |     |
| 8   |    |    |      |     |
| 9   |    |    |      |     |
| 10  |    |    |      |     |
| 11  |    |    |      |     |
| 12  |    |    |      |     |
| 13  |    |    |      |     |
| 14  |    |    |      |     |
| 15  |    |    |      |     |
| 16  |    |    |      |     |
| 17  |    |    |      |     |
| 18  |    |    |      |     |
| 19  |    |    |      |     |
| 20  |    |    |      |     |
| 21  |    |    |      |     |
| 22  |    |    |      |     |
| 23  |    |    |      |     |
| 24  |    |    |      |     |
| 25  |    |    |      |     |
| 26  |    |    |      |     |
| 27  |    |    |      |     |
| 28  |    |    |      |     |
| 29  |    |    |      |     |

# フードパントリーえんむすび定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体はフードパントリーえんむすび（以下「本団体」という）と称する。

(目的)

第2条 本団体は、核家族化が進む昨今で、孤立しやすいひとり親世帯が一人ひとりの自分らしさを尊重し、多様な生き方、多様な家族のあり方が認知されるよう、ひとり親がひとりで背負う重責を地域全体で担える仕組みを作るとともに、孤独や孤立に繋がりやすい子どもの貧困に対し食の支援を入口にすることで接点を作り、サポートが必要な家庭と自治体とを繋ぐ活動として、地域社会全体に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) フードパントリー活動
- (2) フードドライブ活動
- (3) 子ども食堂・子育て広場など居場所の提供
- (4) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本団体の事務所は、代表者自宅に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の種類)

第5条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 代表代行 1名
- (3) 会計 1名

(職務)

第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表 本団体を代表し、業務を総理する。
- (2) 代表代行 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計 出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(代表代行および会計役員の選任に関する特例)

第7条 代表代行および会計役員の選任について、適任者がいない場合は、当該役職に関する権限および業務を代表が一任して執行することができるものとする。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、1年とし、再任をさまたげない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第9条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、代表がこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第10条 この団体の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

### 第3章 会計

(会計年度)

第11条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財政)

第12条 本団体の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

附則

1 この定款は、本団体成立の日から施行する。

(附則)

この規約は、令和4年4月16日から実施する

2 この規約の変更は 令和5年1月5日から施行する。

令和6年度 収支決算書

収入の部

| 項 目           | 金額 (円)    | 備 考  |
|---------------|-----------|--|
| (1) 年会費       | 0         | 円× 人   |
| (2) 参加費等負担金   | 27,800    |  |
| (3) 助成金       | 1,460,000 | 厚木市社協 (30,000 円)、厚木市子どものつながりの場づくり事業補助金 (100,000 円)、フルーツ支援助成 (50,000 円)、ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 (1,350,000 円) |
| (4) 前年度からの繰越金 | 29,104    |  |
| (5) その他       | 706,000   | 寄付金、協賛金  |
| 合 計           | 2,222,904 |  |

支出の部

| 項 目        | 適 用               | 金額 (円)    |
|------------|-------------------|-----------|
| (1) 会議費    |                   | 0         |
| (2) 事務消耗品費 | 配布用ビニール袋、衛生手袋等    | 76,769    |
| (3) 通信運搬費  | 公式LINE 使用料、食品宅配対応 | 117,325   |
| (4) 印刷製本費  | 配布用チラシ印刷代         | 30,710    |
| (5) 保険料    | ボランティア行事保険        | 3,360     |
| (6) 賃借料    | 倉庫契約料             | 510,500   |
| (7) 光熱水費   | 倉庫兼事務所電気・水道料      | 11,450    |
| (8) 謝礼     | イベント時講師謝金         | 20,000    |
| (9) 年会費    | ボランティア連絡協議会年会費    | 1,000     |
| (10) その他   | 配布用食材購入費等         | 1,028,005 |
|            | 小 計 ①             | 1,799,119 |
|            | 次年度への繰越金 ②        | 423,785   |
|            | 合 計 (①+②)         | 2,222,904 |

## 「フードパントリー」ですが 食品配布が主目的ではありません

食の配布を通して地域に「つながり」を作ることを目的に活動しています。食支援を通して生活困窮世帯との接点を持つことで、見えない貧困が生む孤独や孤立等の早期発見に努めています。

ゆえに「配布して終わり」の単発の配布活動ではなく、事前登録と面談を必ず行っただけで食品をお渡しし、必要があれば市の支援課や社会福祉協議会と連携したフォローも行っています。



## 月に一度、「食品配布会」と 「おやこの広場」を開催しています

<対象>

子育て中の（18歳以下の子どもがいる）ひとり親家庭  
※利用は事前登録制。匿名での利用はできません。

<食品配布会>

賞味期限の迫った食品類やご支援いただいた食品、日用品等を無料で配布しています。



<おやこの広場>

「駄菓子釣り」「折り紙教室」「ピンゴ大会」等、小さなイベントを開催しています。食支援を卒業した後もスタッフに会いに来てくれる親子も多くいます。



## 延べ2315名に 食品を配布できました

活動開始から計35回の食品配布会とお弁当配布会を行い、食品をお渡してきた延べ家族人数です。2022年度は延べ501名、2023年度は延べ1276名、2024年8月末時点で延べ538名です。食品配布を通してたくさんのご家族とのつながりができました。



# フードパントリー えんむすび

## 活動案内

## 現在登録している ひとり親世帯は135世帯

第1回目の食品配布会（2022年6月）の登録世帯数は8世帯でした。

<子どもの内訳>

未就学児：47名／小学生：79名  
／中学生：31名／高校生：20名  
計：177名（2024年4月現在）

## 毎月感謝しながら 子どもと食事しています

<利用世帯にいただいた感想>

- ・今の家庭事情ではお菓子は贅沢品で気軽に買えません。お菓子が沢山で嬉しいです。
- ・毎月これはいただいた食品だよと感謝しながら、子どもと食事しています。
- ・スーパーに出向いても物価高のため欲しいものを我慢する日々です。自分ではあまり手に取れないものもたくさんいただけてすごく嬉しかったです。
- ・毎回、食品だけでなく人の優しさに触れる事で、頑張ろうという気持ちにさせてもらっています。子供達にも人に優しく手を差し伸べられる人になってほしいなと思います。
- ・母子家庭は節約の日々です。ほんの些細な、他の家庭では何でもない事で節約しながら暮らしています。外食も難しい環境なので大好きな飲食店のお弁当をいただけて、家族で食べられて本当に美味しく幸せでした。



## 不定期でイベントも開催

2024夏には、厚木市・厚木市社会福祉協議会と協力してイベントを開催し延べ500名の来場がありました。えんむすびは夏まつりを担当し、たくさんのお子さんの笑顔に会えました。

## 協賛

ツナグしっほ／山岡商事株式会社／認定NPO法人WE21ジャパン厚木

## 食品定期連携

セカンドハーベスト・ジャパン／公益社団法人フードバンクかながわ／松野米穀店／蓬萊山長谷寺／ドッグランたまこ／国産小麦と天然酵母ばんの店  
Booliss／TEA ROOM 茉莉花

## 活動連携

フードバンクあつぎ／フードパントリー&みんなの居場所ぶどうの木／寄合所もりや亭／みんなの食堂FunLIFE／下長谷子ども食堂／NPO法人Asmile／海老名パントリー／リユースプール

## フードパントリー&おやこの広場 えんむすび

[団体情報]

設立：2022年4月16日  
事務所：厚木市山際39番1号  
問い合わせ先：090-4742-9337（担当：毛木）  
ボランティア登録数：17名（2024年9月現在）



厚木市社会福祉協議会ボランティア登録団体／厚木市子ども食堂運営団体協議会所属／第2期あつぎSDGsパートナー

## 厚木市市民協働事業提案書

2025年6月10日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 厚木倶楽部

代 表 者 名 黄金井 陽介

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 事業名     | あつぎ名産品グランプリ  |
| 2 提案の区分   | <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業   |
| 3 提案年数    | <input checked="" type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目  |
| 4 事業概要    | 魅力ある厚木のお土産を衣食住問わず発掘し、厚木を周知・認識するきっかけを見出し、地域ブランドの振興を図るとともに、「厚木のおみやげ」を通して厚木の魅力を市民に周知し全国に伝え、厚木の魅力を発信することを目的として行うものとする。   |
| 5 事業実施期間  | 2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで   |
| 6 事業費総額   | 2,500,000 円  |
| 7 市が負担する額 | 2,000,000 円  |
| 8 添付書類    | <input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール<br><input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類<br><input type="checkbox"/> その他 (                                      ) |
| 9 担当者連絡先  | 氏 名<br>電話番号  |

企画書

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1 事業の分野</p>        | <p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉<br/> <input checked="" type="checkbox"/>まちづくり<br/> <input type="checkbox"/>環境保全<br/> <input type="checkbox"/>地域安全<br/> <input type="checkbox"/>国際協力<br/> <input type="checkbox"/>子どもの健全育成<br/> <input type="checkbox"/>科学技術の振興<br/> <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会<br/> <input type="checkbox"/>非営利活動支援                 <input type="checkbox"/>社会教育<br/> <input type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ<br/> <input type="checkbox"/>災害救助<br/> <input type="checkbox"/>人権・平和<br/> <input type="checkbox"/>男女共同参画<br/> <input type="checkbox"/>情報化社会<br/> <input checked="" type="checkbox"/>経済活動の活性化<br/> <input type="checkbox"/>消費者保護<br/> <input type="checkbox"/>その他（ ）             </p> |
| <p>2 事業の目的・必要性</p>    | <p>                 現在厚木のお土産は何か？<br/>                 と市民に問うと、なかなか要領を得た回答を得ないことが多い。これからは「厚木市の名産品は何」「お土産なら何である。」「これがオススメ」といえる誇れる名産品を市民全体で発掘し、厚木の知名度を上げ、厚木ブランドを確立していくことを目的とする。             </p>  |
| <p>3 事業の内容</p>        | <p>                 「あつぎ名産品グランプリ」と称し、厚木市の方々からみた品質やデザイン等の観点から、特に魅力的な厚木市のお土産や名産品を選定する。<br/>                 参加は自薦・他薦・推薦を含め、OECフードに認定されている商品でお土産として適切と判断できる商品についても選考に挙げていき「食品」部門、「雑貨」部門、その他を設定し、「あつぎ土産」の可能性や幅を広げることを試みとしていきます。             </p>   |
| <p>4 実施場所</p>         | <p>厚木市内</p>  |
| <p>5 期待される効果・成果</p>   | <p>                 グランプリを実践することにより、厚木のお土産を発掘・創造・周知・認識し、地域ブランドの進行を図ると共に、お土産を通して厚木市の魅力を全国に伝え、しいては世界に厚木の魅力を発信する足掛かりとする。             </p>   |
| <p>6 役割分担</p>         | <p>                 提案者の役割<br/>                 企画の提案・周知・監修管理<br/><br/>                 市の役割<br/>                 企画の周知・補助・アドバイス             </p>  |
| <p>7 自主財源確保に向けた取組</p> | <p>                 グランプリ企画における協賛金を募る。<br/>                 グランプリ企画参加における参加費を設ける。<br/>                 グランプリに称された旨のマークを企画し登録商標とする。             </p>  |

|                |        |      |   |
|----------------|--------|------|---|
| 8 事業計画<br>収支計画 | 2026年度 | 事業内容 | 第1回あつぎ名産品グランプリ開催<br>周知活動・選考実施・結果公表・授<br>賞式実施・広報PR・ネーム利用管<br>理   |
|                |        | 収支予算 | ・収入 2,500,000円<br>うち市負担金 2,000,000円<br>うち自主財源 500,000円<br>内訳 協賛金 200,000円<br>参加費 300,000円<br>・支出 2,500,000円                       |
|                | 2027年度 | 事業内容 | 第2回あつぎ名産品グランプリ開催<br>周知活動・選考実施・結果公表・授<br>賞式実施・広報PR・ネーム利用管<br>理   |
|                |        | 収支予算 | ・収入 3,000,000円<br>うち市負担金 1,800,000円<br>うち自主財源 1,200,000円<br>内訳 協賛金 700,000円<br>参加費 300,000円<br>ネーム使用収益 200,000円<br>・支出 3,000,000円 |
|                | 2028年度 | 事業内容 | 第3回あつぎ名産品グランプリ開催<br>周知活動・選考実施・結果公表・授<br>賞式実施・広報PR・ネーム利用管<br>理   |
|                |        | 収支予算 | ・収入 3,000,000円<br>うち市負担金 1,600,000円<br>うち自主財源 1,400,000円<br>内訳 協賛金 700,000円<br>参加費 300,000円<br>ネーム使用収益 400,000円<br>・支出 3,000,000円 |
|                | 2029年度 | 事業内容 | 第4回あつぎ名産品グランプリ開催<br>周知活動・選考実施・結果公表・授<br>賞式実施・広報PR・ネーム利用管<br>理   |
|                |        | 収支予算 | ・収入 1,000,000円<br>うち自主財源 1,000,000円<br>内訳 協賛金 500,000円<br>参加費 300,000円<br>ネーム使用収益 200,000円<br>・支出 1,000,000円                      |

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

| 時期  | 内容   |
|-----|--|
| 4月  | あつぎ名産品グランプリ実行委員会設立（以降毎月1回会議開催）<br>あつぎ名産品グランプリマークデザイン考察 |
| 5月  | あつぎ名産品グランプリ選考委員選出<br>あつぎ名産品グランプリマークデザイン募集              |
| 6月  | あつぎ名産品グランプリ選考基準検討<br>あつぎ名産品グランプリマークデザイン選定              |
| 7月  | あつぎ名産品グランプリ選考基準決定<br>あつぎ名産品グランプリマークデザイン決定              |
| 8月  | あつぎ名産品グランプリ告知媒体製作検討<br>あつぎ名産品グランプリ商標登録申請               |
| 9月  | あつぎ名産品グランプリ告知媒体発注・告知開始                                 |
| 10月 | あつぎ名産品グランプリ募集開始  |
| 11月 | あつぎ名産品グランプリ募集締切  |
| 12月 | あつぎ名産品グランプリ選考終了  |
| 1月  | あつぎ名産品グランプリ結果発表  |
| 2月  | あつぎ名産品グランプリ受賞式開催                                       |
| 3月  | あつぎ名産品グランプリ商標登録完了                                      |

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

| 項目                |       | 予算額       | 積算根拠（単価、数量等） |
|-------------------|-------|-----------|--------------|
| 市負担金(A)           |       | 2,000,000 | 市民協働事業補助金    |
| 事業収入              |       | 200,000   | 20団体協賛見込み    |
|                   |       | 300,000   | 30団体参加見込み    |
|                   | 小計(B) | 500,000   |              |
| 団体負担金等(C)         |       |           |              |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) |       | 2,500,000 |              |

(支出の部)

(単位：円)

| 区分            | 項目    | 予算額       | 積算根拠（品名、単価、数量等）    |
|---------------|-------|-----------|--------------------|
| 支援対象経費        | 消耗品費  | 1,000,000 | 表彰品・参加付帯品等・協賛商品提供費 |
|               | 印刷製本費 | 200,000   | 広告宣伝（ポスター・チラシ等）    |
|               | 通信運搬費 | 800,000   | ホームページ制作・広告宣伝等     |
|               |       |           |                    |
|               | 小計(a) | 2,000,000 |                    |
| 支援対象外経費       | 消耗品費  | 500,000   | 表彰品・参加付帯品等・協賛商品提供費 |
|               |       |           |                    |
|               |       |           |                    |
|               |       |           |                    |
|               |       |           |                    |
|               |       |           |                    |
|               | 小計(b) | 500,000   |                    |
| 合計(c)=(a)+(b) |       | 2,500,000 |                    |

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

2025年6月1日現在

| No. | 役職名   | 氏名 |    | 生年月日 |   |   |   | 性別 | 住所 |
|-----|-------|----|----|------|---|---|---|----|----|
|     |       | かな | 漢字 | 元号   | 年 | 月 | 日 |    |    |
|     | 代表    |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | 副代表   |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | 副代表   |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | 広報局長  |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | IT戦略長 |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | 会計    |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     | 事務局長  |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |
|     |       |    |    |      |   |   |   |    |    |

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

2025年 6月 11日

団体名 厚木倶楽部

代表者氏名 小金井 陽介

## 厚木倶楽部 規約・会則

(名称)

第1条 この会は、厚木倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、厚木市中町3丁目4番13号に置く。

(目的)

第3条 この会は、厚木を盛り上げるコトに関する活動(公益活動)を行い、郷土愛に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために会議を行い次の事業を実施する。

(1) 現在の厚木市の現状を考察

(2) これからの厚木に関する考察やイベント企画

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員のみとし、この会の目的に賛同し入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会意思を正会員に提示し、会全体の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は特に設けないが、会議に要する費用は各自実費とする。

(退会)

第8条 会員は、退会を正会員に申し出ることにより任意に退会することができる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。(1)代表 (2)副代表 (3)会計 (4)監事 (5)事務局長

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員は任期に定めはなく、正会員の申し出により改変する。

(職務)

第9条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、正会員が別に定める。

(変更)

第12条 この会則は、2023年5月3日から施行する。

審査委員氏名

委員

|       |  |      |
|-------|--|------|
| 団体名   |  | 採点結果 |
| 提案事業名 |  | 可・否  |

【二次審査項目】

| No. | 項目             | 審査のポイント   | 点数   |
|-----|----------------|---|------|
| 1   | 必要性            | 地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。        | / 5  |
| 2   | 先駆性            | 市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。                           | / 5  |
| 3   | 実現性            | 市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。 | / 5  |
| 4   | 発展性            | 提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。                         | / 5  |
| 5   | 役割分担<br>費用の妥当性 | 行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。         | / 5  |
| 6   | 団体の実施能力        | 市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。     | / 5  |
| 合計  |                |   | / 30 |

※18点以上を可とする。

■配点基準

| 評価 | 非常に<br>評価できる | 十分に<br>評価できる | 評価できる | 評価できるが<br>不十分 | 評価できない |
|----|--------------|--------------|-------|---------------|--------|
| 点数 | 5            | 4            | 3     | 2             | 1      |

意見等(1点又は5点の採点がある場合は、その理由を御記入ください。)

令和8年度市民協働提案事業 第二次審査質問事項

資料9

審査委員氏名

委員

| No. | 団体   | 質問事項 |
|-----|--|------|
| 1   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 2   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 3   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 4   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 5   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 6   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 7   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |

市民協働推進課宛に9月24日（水）までに提出をお願いします。

【FAX】046-221-0260 【メール】2800@city.atsugi.kanagawa.jp

【問合せ】市民協働推進課 田口 046-225-2101（直通）

| No. | 団体   | 質問事項 |
|-----|--|------|
| 8   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 9   | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 10  | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 11  | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 12  | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 13  | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |
| 14  | 1 夢プロジェクト<br>2 ものしり委員会<br>3 ハーモニカ委員会<br>4 多言語広場CELULAS<br>5 厚木市体操協会<br>6 あつぎストリートフェス<br>7 えんむすび<br>8 厚木倶楽部 |      |